

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（４）				(14.3定)
日 時	平成14年 9月24日（火）	開 議	午後 1時00分	
		閉 会	午後 4時56分	
場 所	第2委員会室			
議 題	付 託 案 件			
出 席 委 員	北野委員長、大竹副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・斉藤(裕)・古沢・見楚谷・渡部・高橋・秋山 各委員			
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほかに関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。				
委員長				
署名員				
署名員				
書 記				
記録担当				

～会議の概要～

○委員会

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に古沢委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本聖委員が斉藤裕敬委員に、新谷委員が古沢委員に、佐々木勝利委員が渡部委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○土木部長

9月18日、本会議での斉藤裕敬議員の一般質問における日建工学株式会社のパンフレットについて確認いたしましたので、その内容を報告いたします。

日建工学株式会社北海道営業所に出向いたところ、ご指摘のステラキーパーについては2種類のパンフレットがありました。一つは、私どもが持っていたA3判カラーコピーのステラキーパーST-15特Aという厚さ15ミリの最終処分場保護マットが記載されたものと、もう一つは、厚さ0.5ミリから10ミリまでの土木工事用マットが掲載されたステラキーパーというパンフレットでありました。

また、私どもが持っているA3判カラーコピーのステラキーパーST-15特Aのパンフレットは、昨年、代理店から、株式会社ケイ・エフ・シーから入手したものであり、販売元である日建工学株式会社によりますと、このパンフレットは、通常、総合パンフレットなどに挟み込んで営業活動を行うため、会社の住所等の掲載を省略しているとのことでありました。

なお、このカラーコピーのパンフレットは、自社において作成したものに相違ないことも確認いたしました。

以上であります。

○委員長

斉藤委員、今の答弁に何か質問ありますか。

○斉藤（裕）委員

さきほどの理事会でも、この件に関して質疑をしてよろしいということで理事の皆さんの承認を得ましたので、この件に関連して、本来の質問に入る前に尋ねたいと思います。

今、部長から報告がありましたけれども、このパンフレットは、日建工学が、どこで、いつごろつくられたものと承知されておりますか。

○（土木）建設課長

詳細にどこでということははっきり確認しておりませんが、東京本社ではないかと思います。そして、いつというのちょっと聞いておりませんので、いつ、このカタログが作成されたかというのはちょっとわかりません。

○斉藤（裕）委員

このパンフレットは、私の調査によりますと、3年ほど前、本社にてつくられたものです。日建工学という会社を、それこそ調べさせていただきますと、ホームページを開きますと、資本金10億円以上の大変大きな会社です。その会社が、カラーコピーのゲラ刷りのようなパンフレットを挟み込んで、3年前ですから、もう既に2回くらいパンフレットの更新が来ていますけれども、あえて、本来載せているキーパーのパンフレットに載せずに、15ミリを載せずに、挟み込むような形で営業を続けているのはなぜですか。

○（土木）建設課長

それは、日建工学にもお聞きしました。そうしたところ、ステラキーパーのS Kの15、斜面の保護マットなのですけれども、余りたくさん出ている製品ではないということで、折り込みの用紙ということで入れている、そのように説明を承っております。

○斉藤（裕）委員

私も直接尋ねました。そうしましたら、この保護シートの15ミリというのは、北海道の特定のコンサルタントが設計したものにしか、全国的に使用されていない。だから、パンフレットに書いたり、ましてや、物価本というのでしょうか、物価本に載せるためにお金がかかるそうです。広告掲載料というのでしょうか、これがかかるそうですけれども、そこまでお金をかけては営業できない、こう聞いております。

課長は、最終処分場の15ミリシートというのが、私は日建工学のその方に、それは積雪寒冷地なののでしょうか、ですから北海道だけなののでしょうか、こう尋ねました。そうしたら、いやいやそれは違います、青森でも雪は降るし、山形でも雪は降ります、こうおっしゃっていました。15ミリの保護マットが北海道だけのものであるというのはご存じでしたか。

○（土木）建設課長

全国的なところには聞いておりませんが、全道的なところは聞いております。何市か、その15ミリというのを使っているところはあります。

○斉藤（裕）委員

これは、とても大きな問題だと思うのですが、15ミリを、市長答弁に、皆さんが一生懸命書いた答弁を市長が読み上げるわけです。市長答弁にもありましたが、札幌市で15ミリを採用したからそれに倣ったのだ、こう書いておりますけれども、札幌市が15ミリ採用に至った経緯を説明してください。

○（土木）建設課長

その当時、札幌市の担当者には直接聞いておりませんが、シートは、平成10年からそういう形で遮水シートというのを、遮水シートの上に要するに劣化を防止するためにマットを敷きなさい、そのための保護のマットだということで、平成10年から、そういうことが法律的にうたわれました。それ以前は、何もそういうものをしなさいということにはなかったのです。だから、全道的にも、古タイヤだとか古じゅうたんだとか、そういうものでもいいのではないかと。そういうような形で使われて、今でもそういう形で使われているところもあります。

それで、札幌市はそれを以前からやって、そういう形で遮水シートというのを、要するに正面に出しておくのは危ないのではないかと、そういうことで使ったのではないかと思います。

○斉藤（裕）委員

札幌市が15ミリに至った説明になっておりませんが。

○（土木）建設課長

この当時、10ミリと15ミリというものがあったそうです。ただ、10ミリはこの製品かわかりませんが、そういう形で試験をした結果、15ミリの方がいろいろな形ですぐれているということで15ミリを採用した、こういうふう聞いております。

○斉藤（裕）委員

このシートのメーカーというのは、ご丁寧にメーカーの一覧がネットに載っているのですね。50社くらいあったと思いますけれども、ランダムに、わけを話して何社かの皆様に聞きましたら親切に教えてくれるのですね。札幌市は、すぐれているとか何とかではなくて、わからなかったのです。札幌市は、国の指導もないうちに、自発的に処分場を使って転圧試験をやりました。国から言われてやったわけではない。その中で、10ミリと15ミリがあって、結果的にわからなかった。だから、厚い方がいいだろうと、こういうことになったのではないですか。つまり、科学的な、技術的な根拠であるとか、そういうたぐいのものはそこで示されなかったのではないですか。いかがで

すか。

○（土木）建設課長

施工した事例というのはあります。私はその当時おりませんでしたから見ておりませんが、そういうところを見に行きまして、やはり札幌市の事例が、今、やはり、何事も最初なものですから、どういうものかというものは多分その当時はわからなかったと思います。それで、札幌市も、今、委員がおっしゃられたとおり、そういう試験的なものを作って、それがいいかどうかという形で考えたのではないかと、そのように思います。

○斉藤（裕）委員

これから、本題にも重複してきますので。

○委員長

そうしたら、前段のものは一応打ち切るということで。

○斉藤（裕）委員

いいです。また関連しますけれどもね。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

○斉藤（裕）委員

◎最終処分場の保護マットについて

さらに、続けて聞きますけれども、市長答弁です。

市長は、課長の説明、これは建設課長さんではないかと思われまますが、15ミリの方がいいのだ、そういうような答弁をされております。どんな説明を市長にされましたか。

○（土木）建設課長

今使われている保護マットには、10ミリから20ミリまでたくさんの種類があります。

しかし、私どもの方で使っている15ミリというのは、10ミリから比べると、マットというのはあくまでも目付量と貫入抵抗でもって、強い、弱いという形になると思います。それで、私どもの方は、10ミリよりは15ミリの今の目付及び貫入抵抗の数値を見ると何倍かになっておりますので、15ミリが強いということで、今まで我々が使っていたのはそういう形でいいのではないかと、このようにご説明いたしました。

○斉藤（裕）委員

市長にお尋ねしますが、市長答弁では、何か厚ければ厚いものだからそれの方がいい、そういうようなニュアンスで私は受け止めました。率直なところ、市長は、厚ければ大丈夫だと、そういうようなニュアンスはお持ちですか。

○市長

現物でもって説明を受けまして、10ミリと15ミリの現物を見て、貫入試験をやると15ミリの方がより安全だと。ごみの中には何が入っているのかわからないので、遮水シートを保護するためには15ミリがいいのではないかという話も聞きましたし、それから、桃内の最終処分場をつくった当時からこの15ミリを採用しているわけですから、今この15ミリを10ミリに戻すとか、15ミリと同程度の10ミリのものがあるのならいいのですが、10ミリだと貫入する可能性も強い、そして遮水シートを傷めるという可能性もあるという話を聞きました。私としては、品質の安全性といえますか、従来から使っているものを変更することになれば、地元の皆さんにも了解を得なければならない、そういうこともありますから、従前どおりのものを使うのは、それは当然な話ではないかというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

建設課長、今の説明でいいですか。

○（土木）建設課長

いいです。

○斉藤（裕）委員

15ミリと20ミリがあると言いましたね、なぜ20ミリにしないのですか、それなら。それと、市長は厚さのことを言っていますよ。厚さと強度と関係はありますか。

○（土木）建設課長

厚さと強度の関係ですけれども、このマットには長繊維、短繊維、反毛フェルト、このような種類がございます。糸がこの何センチの中にどのくらいの密度で入っているか、それによって上から試験的に棒を刺したときに、どのくらいの貫入抵抗、反発があるかと、そういうようなもので調べます。

それで、厚ければ厚いほどと言いますが、それは品物によっては違います。長繊維は高い繊維ですから10ミリ以下、そのくらいまでしか品物は余りありません。そして、強度を持たせるということになると高くなります。厚くなりますから、それだけつけていかなければなりません。あと短繊維、それから反毛フェルト、これは短い糸だとか、再生品の糸をあるマット状にして、上から圧力をかけて密にしようと。それで、厚ければ厚いほどでもあれなのですけれども、品物にもよると思うのです。私どもが使っています今の反毛フェルトというのは、厚い15ミリのものを使っております。それで、中の密度も、ばしっと入っております。それで、貫入抵抗もある。厚ければ厚いほどと申しますが、これは品物にもよるのではないかなと思います。

○斉藤（裕）委員

余計な、いいですか、これは結構耳なれない言葉があるから、聞いている方が混乱しますから、端的に答えてください。

密度の話と厚さの話をごっちゃにしたらわからなくなってしまうのですよ。端的に聞きます。厚さというのと強度は関連ありますか。定めがありますか。

○（土木）建設課長

全都清のあれにも載っていませんけれども、厚みというのは決まりというものはないということです。

○斉藤（裕）委員

市長、そういうことなのです。厚さというものは決まりがないのです。それで、強度を調べていて決めるのです。厚ければ厚いほどいいということになれば、布団を敷いてもいいという理屈になるのです。

そこで、皆さんは、今回の発注をするに当たって、設計の基準をどこに求めましたか。

○（土木）建設課長

一番最初、平成9年のときから始めるのですけれども、平成9年のときは、何もそういう決まりというか、理論はなかったものですから、遮水シート保護マットということで設計書の中に書いております。それで、13年度はそれをずっと使っているという施工実績もありますので、ニッタイマットと同等以上という形で特記仕様書を書いてございます。それで、今年は、それをより具体的にしまして、書いています強度を載せまして標準とするという形で書いております。

○斉藤（裕）委員

一番最初は平成9年から始まっていますけれども、平成9年の時点で基準がなかったと、これは私も認めます。13年は、メーカーの商品名を載せています。商品名を載せながら、同等以上といっても同等のものはありません。仕様書だけ読めば、さもさも同等品がほかにあるような書き方をしていますけれども、ありません。これは、まず認められますね。これが一つ。

それと、平成14年、今年の発注時には、既に全都清から目安が示されていたのではないですか。いかがですか。

○（土木）建設課長

平成13年当時という話ですけれども、日建工学のステラの特15Aというのは、13年でもありました。それで、うちの方にも営業が来ているということは聞いております。それと、全都清の青本ですけれども、そういうのはわかりませんでした。

○斉藤（裕）委員

皆さん、冷静になってよく物を考えたら、我々はいかにしっかり見なければならぬかということなのです。ここには、たまたま大竹委員とか高橋委員というのは、土木、建築の専門家です。それを、発注側が、一番大切な全都清の保護マットの目安、これを全く知らなかったという理由で、これとは全く違う発注をしているわけです。信用を著しく損なう行為だ、こう思います。環境部に聞きますけれども、環境部はどういう立場にありましたか。

○環境部次長

ただいまの保護マットの件についてでございますけれども、さきほど来説明しておりますように、建設当時、札幌市の実績を参考にいたしまして15ミリの仕様としたものでございます。また、このことにつきましては、地域の住民の方々の理解の上、あるいはまた、施工実績といったことも考慮しまして、今年度の事業実施に当たっても15ミリというものを採用する、こういったことで土木課の方に施工を依頼したところです。

○斉藤（裕）委員

15ミリでやって、あなたたちは、そうしたら土木部に15ミリと言ったのですか。あなたたちは、工事依頼を出しただけではないですか。違うのですか、そんな技術的なところまで責任が持てるのですか。

○環境部次長

施工の依頼に当たりましては、この詳細については、環境部の方ともいろいろ打合せをしていたきたいということの文書もついてございます。したがって、私どもとしては、特に安全性を重視する、つまり10ミリよりも15ミリの方がやはりはるかに安全率が高いといったことも考慮いたしまして、また同時に、地域住民のいわゆる安全性を低下させてもらっては困ると、こういった声をやはり重視いたしまして、今年度についても、これまでの実績と同様に15ミリというものでお願いをしたい、このようにお話をした経緯があります。

○斉藤（裕）委員

そうしますと、そういう展開になると思わなかったのですけれども、楽になりましたよ。環境部も知っていたのですね、15ミリの発注というのは。そうですね、確認とりますよ、それでいいですね。

なぜ、全都清の基準を環境部自ら無視したのですか、それでは。

○環境部次長

さきほど来、建設課からも説明があったと思いますけれども、今回、全都清が設計表の中で示しておりますのは、いわゆる一定の目安であるということ。つまり、対貫入抵抗試験などにおいても、いわゆるそれ以上という一つの基本的な提示をしていると私は思っております。

ですから、私どもとしても、ただ、全く何もわからなければ、そういったことが果たしてどうなのかということがございますけれども、過去においてこの15ミリを使ってきて、それよりもはるかにその性能がすぐれている、はるかに性能がすぐれているということは、いわゆるその埋立地の安全を守れる、いわゆる二重シートに際して損傷ができるだけ少なく済むのではないかと、こういったことでの判断に立っております。

ですから、全都清の10ミリというのは、これは絶対なものだとか、10ミリでなければならないもの、こういった受止め方は私どもはしておりません。

○斉藤（裕）委員

環境部に尋ねますけれども、皆さんがはるかに安全性がすぐれているということを技術的に説明してください。

言ってください。どこがどうなのですか。私は、つけ焼き刃だけれども勉強しましたから、皆さんが10ミリよりも15ミリがすぐれていると結論づけた、その生のところを教えてください。

○（環境）五十嵐主幹

私は施設担当でございますけれども、平成９年度から15ミリを既に敷設しております。現場で、私も直接敷設されたところをかなり監視しているつもりでございます。それで、実態の中では、原因は定かでございますが、15ミリのうち半分くらいまで、ひっかき傷だとか、そういうものもございます。それで、やっぱり15ミリあったことが安全につながっているのかなという形では確認しております。

○斉藤（裕）委員

ちょっと注意してもらえますか。目で確認してと。技術的なことを示してくれと言っているのです。安全性はるかにすぐれていたと今答弁したばかりなのですから、それを、まさか見てよかったですという話にはならぬでしょう、それ。

○（環境）五十嵐主幹

強度の関係でございますが、今現実には、目で日々確認しているということもございますが、貫入抵抗でございますか、それについても強いものですから、そういう意味では、貫入、要するに保護マットの強さというのは、目付と貫入抵抗という形の中でこの15ミリの製品の貫入抵抗値がかなり高いということが判断の材料になろうかなと思っています。

○斉藤（裕）委員

それは仕様書の話でしょう。仕様書の数値の話でしょう、それ。お尋ねしますけれども、500がだめで3,430ニュートンがいいというのは、どこなのですか、どういう理由だったのですか、理論は。7倍の強度を必要とした環境部の判断を教えてください、そうしたら。（発言する者あり）

いや、環境部が判断したと言っている。

○環境部次長

さきほどから何回も申し上げておりますけれども、確かに、7倍の強度に、いわゆる設計仕様なり、いわゆる業者の仕様書の中にはそういった記述があらうかと思えますけれども、ただ、私どもとしては、とにかく安全性を図るという一つの観点のほかに、この建設施工時においても、地域住民が実際にこの保護マットを見ているわけです。そして、その安全性について一定の信頼感を寄せているということを考えたときに、確かに全都清が目安を示したということのみをもって、これ以下のものでいいというふうにはならないだろう。私たちとしては、やはり、いろいろなさまざまな角度から検討をしながら、従前の材質のものをやはり使っていくのだ、そして、より安全性の高いものを使っていくのだ、そういった判断に立ったわけでございます。

○斉藤（裕）委員

何か、堂々めぐりみたいな話をしておりますけれども、皆さんは、強度、貫入抵抗だとか何とか、要するに強度だと言っているわけですよ。さっきまで言っていたのですよ。強度だと言っていながら、そんな業者の仕様書が、いや、皆さんの仕様はどうだったのだと言っているのです。土木部と環境部で話し合ったときに、環境部が一つのいいよというお墨つきを出したと言わんばかりではないですか。そして、皆さんもきちんと強度とか数値とかを把握していると言っているのではないですか。

では、全都清が500で、実際の業者の仕様書ではないです、業者の仕様書などはあったのですか、それ。業者の仕様書などというものの自体存在するのですか、そうしたら。業者からもらったのですか、仕様書を。何かおかしい話ですよ。業者から仕様書をもらうなんて、何なのですか、それ。

○委員長

委員長から理事者に申し上げますが、この件に関しては、環境部は土木部に一任したということが前提として我

々は審議を進めてきたわけです。したがって、斉藤委員の方から環境部の見解を求められておりますけれども、最終責任は土木部が負っているというふうに私は考えますので、その辺を調整されて矛盾のないように答弁をいただくようお願いいたします。

○土木部長

今、現地確認の話は環境部の方でお答えしたわけですが、さきほど来お話ししていますように、やはり、全都清の保護マットの目安につきましては、一般質問でも再質問の中でも私はお答えしたつもりなのですが、うちの方の仕様ももちろんございます。さきほど来お話にございましたが、7倍という数字の経過につきまして説明させていただきましたけれども、一つは、やはり貫入抵抗が大体3種類ある保護マットの種類は全部500ミリ以上ということで一つの枠の中で決めておるわけです。私どもとしては、それぞれ長繊維、短繊維、反毛につきましてそれぞれ特性があるわけですので、そういった意味から目付量も当然変わってきていますので、貫入抵抗の試験結果がおのずから500ミリ以上ということになりますので、500ということではなくて、それぞれの目付量に応じた形で抵抗試験が出てくるだろうということで、うちの方も考えてございますので、それぞれ3,430ニュートンということで反毛フェルトの方は書いてございますけれども、私どもの方としては、実際にさっきお話ししたように短繊維でいきますと、目付量からいきますと大体2倍でございますので、1,000ニュートンくらい、そしてまた、長繊維でいきますと400以上の目付量でございますので、2.5倍になっていますので、そうしますと大体1,250ニュートンということでございますので、そういう意味からすると、私どもとしての仕事の単位である3,430につきましては大体3倍以内と言われている3倍以内におさまってきて、こういった形のものが実際問題からも出てきてございますので、それを使用しているというのが実態でございます。

○斉藤（裕）委員

今日、資料を出していただきました。一つは、皆さんが請負業者に対して出した保護マット特記仕様書、その次が、今回、私が問題視しているニッタイマットのパフレットです。それをご丁寧に、最初がB4かな、それでA3だからぴたっと合わせたら比較できるのです。保護マット特記仕様書、これは皆さんの、左側に書かれている厚さ、密度、引っ張り、圧縮、耐薬品性、耐貫通性ですか、この数字は右側をごらんください。右側のニッタイマットの数字の丸写しではないですか。それに、厚さを15ミリと書くのと、面ファスナー接合と、ご丁寧にニッタイマット1社にしかならないように書いてある。

皆さんは、一生懸命に、今その3,430ニュートンという数値がいいのだとか悪いのだとかと言っているけれども、皆さん自身に、では3倍で行くべとか、4倍で行くべなどという考えや発想は、はなからなかったのですよ。営業をしている平成9年に使った、平成13年にはメーカー指定までして使った業者のその数字を、そのまま写しただけなのです。

これは、だれが、どんな形でこの特記仕様書を内部でつくられたのですか。皆さんが手元にあるほかのシートメーカーのカatalogとはイコールにならないのですよ、これは。たった1社だけ、この丸写し状態になっているのがニッタイマットではないですか。しかも2か年で5,000万も発注しているのですよ。こんなものを、見て見ぬふりを我々ができるといいますか。

しかも、3ページに載っているのが、全都清が、皆さんが、環境部が二言目には全都清、全都清と言っているこのお墨つきが裏ですよ。一番最後のページですよ。この表の5、2、7、保護マットの目安というのが、これが、全都清が何年間か、関係業界とか大学の先生だとか研究機関だとかとつくった一つの目安なのです。これと全く違うものを、全く違うというのは耐貫通性のところですけども、ここが特にひどいですが、それを載せて写しただけではないですか、これ。余りにもひどくありませんか。これを見たら、どこの請負業者だって、ニッタイマット、このメーカーしか買えないものだのと、こう思う、誤解すると思うのですけれども、いかがですか。

○土木部長

今の数値でございますけれども、一つは、だれが、これをつくったのかという話でございますが、これにつきましては、さきほど来お話ししていますように、環境部といろいろ協議をし、過去の実績を踏まえた中で、より具体的なものということでつくられておるわけでございます。一つは、平成9年のときには基準が明確でなかった、そしてまた、13年にもきっちりしたものがなくて、たまたま13年に全都清の仕様書ができたということで、さきほど来お話ししていますように、私どもの方で、平成9年から現地で施工しているわけですが、いかに、現状、その強度の内容につきまして把握できる状態でなかったものですから、札幌市の事例などを参考にしながら、やはり札幌市のやったマットをやっていこうと。これは、さきほど来話しましたように、一つはやはり安全性、そして施工性、こういったものを重視しながら私どもはやっている趣旨でございます。今、確かに言われるように数字的にはニッタイさんの試験成績表と特記仕様書についている内容については、これは数値は同じでございますけれども、基本的には、より具体的にきちんとした数値を表して、こういった数値の内容を、公共機関であるセンターに確認をとりながら、その精度を確保するために明示をし、そしてまた、今回こういったものも検討資料をいただきながら、入札の方にかけていると。こういう内容になってございまして、私どもはやはり、一つは、再三言っていますように、やはり安全性なり、そういったものを重視してやっていきたいと思っております。

○斉藤（裕）委員

もうあきれて物が言えませんが、では、その 3,430ニュートンにした、私は写したのだと思いますよ、担当者の方がね。ニッタイマットという名前をべろっと書くのは、今のご時世では合わないから、基準というのはこれなのだなと思って、だって全都清のことを知らなかったと言っているのだから。全都清の基準などは、皆さんは知らなかったと言っているのだからね。設計段階ならどれにすべなど。前回もやっている、前々回もやっている、ではこのカタログを写すかという話だったのでしょ、これ。

それを認めないですか。認めないのだったら、全都清が 500であって、その7倍であった、その7倍の根拠をきちんと教えてください。そして、私はこの答弁を持って全都清に確認しますから。そして、当然、環境部と土木部が協議した内容というのも資料にして出してもらいますよ、そうすると。私は、単に写しただけだ、こう思うのですけれども、いかがですか。本当に根拠はあるのですか。

○土木部長

ニッタイさんのパンフレットを単に写しただけではないかということでございますけれども、これにつきましては、私どもとしては、密度以下6項目の検査項目については、さきほど来お話ししていますように、従来からそれを使ってございますので、やはり、この際きちんとその仕様に沿った形の製品を使っていくということを明示しなければならぬということから、こういうような仕様書にと、こういうことでございまして、そういう意味では、斉藤委員が言われるように、業者のものを写したのではないかとやられておるわけですが、そうとられても私どもはやむを得ないのかなと、こう思っております。

○斉藤（裕）委員

皆さんは、建設課長は私のところにいろいろ事前のレクチャーのときに来まして、これは1社特命になるおそれがあるという指摘に対して、先日、本会議で資料請求して出していただいたこの表を持ってきたのです。一つは、15ミリという製品はニッタイマットという流れが一つあります。もう一つは、ケイ・エフ・シー販売という会社から納入する15ミリの製品があります。この二つがあるから競争性は担保されているのだという私への説明で、わざわざ私が指図して書いてもらったものではなく、皆さんが自発的に持ってきたのですからね。

再度聞きますけれども、今回の発注仕様書を忠実に履行したら、ケイ・エフ・シー販売、日建工学というこの製品は納入されませんね。採用になりませんね。

○（土木）建設課長

あくまでも標準とするということで書いております。それで、今言われたような面ファスナーというのは1社で

はないかと、そういうようにとられるのではないかということも言われております。私どもがこれをつくったというのは、あくまでも標準とするということで、もう一つあるのはひもの会社なのです。15ミリのひもの会社なのですけれども、重ね合わせのところがひもの会社なのですけれども、それが、もしか請負業者がこれにしたいというふうに言ってきたら、内部で協議をしなければならなかったと思います。

○斉藤（裕）委員

本当にそれでいいの。それこそさきほど言いましたけれども、大竹さんも高橋さんも公共事業をやられているのですよ。仕様書に面ファスナーと書いてひもを採用するの。いいのですか、それで、そうやって解釈してもいいの、本当に。

私は、もう一回聞きますよ。仕様書を忠実に読んだら、ひもの使用なんてできますか。

○土木部長

今、建設課長がお答えしたのは、製品そのものは同じ工場で作られておりまして、一つはひもとファスナー接合ということがございますけれども、私どもとしては面ファスナーということで指定してございますので、従来から使っているということもございますので、やはり安全性や作業性から見ると、私どもの中でそういうひもつきのものが上がってきましたということになれば、協議はしますけれども、最終的に、今言われるように面ファスナーではないわけですから、その辺はやはり採用としては難しいのではないかと思います。

○斉藤（裕）委員

建設課長、いいかげんなことを言って部長の答弁を煩わせるようなことにしないでくださいって。冗談ではないですよ、そんな、仕様書をころころ、ころころ変えるなんてこと、できるわけがないではないですか。いかに我々が技術的には素人だと言っても、足し算、割り算のたぐいだとか、仕様書を読んだりとか、インターネットで検索して相手に連絡をとるとか、その程度のことはできるのですよ。冗談ではありませんよ、そうやって一生懸命に保身的な答弁を重ねると、本当に疑いがどんどんどんどん増してくる。

結論から言います。

皆さんの発注は、1社しかできません。競争性が全くない。では、その根拠は、住民との今までの流れであるとか、目で見ただとか、そういうことがないように全都清が目安をつくったのです。みんな各地域で、畳みを敷いたり、タイヤを敷いたり、土木用のシートを敷いたり、まちまちなことが起きて困ったから、全国都市清掃会議、皆さんの大好きな全国都市清掃会議が、それぞれの権威の技術者を集めてつくったものなのです。だから、これが最低基準だから、おれは3倍かぶせるとか、4倍かぶせるとか、5倍だとか10倍だとか、こういうような性質ではないのです。

私は、環境部の責任というのもあると思うのですよ。今、この時点になって、依頼工事だから土木部と協議したみたいな話をしていますけれども、環境部の皆さんが、私の事前の、レクチャーでもないですけれども、問い合わせに対して何一つ技術的なことを答えましたか。この議会だけ、さもさも技術的な検討をしていたみたいな話はよしてください。ましてや、市長に対して、それは、市長は末端の隔々の発注行為、又は商品の採用などはご存じない、それは私もわかります。しかし、議会で取上げられたときに、正確なことを市長に伝えないと、市長は大恥をかくことになるわけですよ。厚さが厚ければいいなどという話になってしまうわけですよ。極めて重大ですよ。こんなことをやっているから、環境部とか処分場だとか、焼却炉だとか、リサプラだとか、そんなものはどうなっているのだと私がやるわけですよ。

市長に尋ねますけれども、今、一連の話を聞かれていて、率直な感想をお尋ねします。

○市長

何をお答えしていいかちょっとわかりませんが、やはり、最終処分場ということで、地元桃内の皆さん方の理解を得るのに相当な時間、労力をかけてきたわけですから、やっぱり何といっても迷惑施設の安全性をどう確

保するかというのが一番大事だと思います。したがって、過去9年からやっていますから、その実績といいますが、特に問題が生じたわけではありせんので、引き続きそれを採用していくということについては、細かいいろいろなやりとりはわかりませんが、それを引き続きやっていくということは、一番理にかなっているのではないかなというふうに思っています。

○委員長

ちょっと斉藤さん待ってください。

ただいま、防災担当より、次のお願いが入りました。

小樽病院に入院中の患者を手稲溪仁会病院のドクターヘリで同院に搬送する必要性が生じ、ヘリコプターが小樽公園グラウンドに着陸し、患者を乗せることとなるようです。委員会開会中で、ヘリコプターの騒音が発生する可能性があるということを了承していただきたい。

なお、患者の容体によっては、ヘリの出動がない場合もあるという話です。ご了解いただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

市長も、継続実績があるからみたいな話ですけども、そんなことを言ったら、それこそ焼却炉の次世代型などは採用されないのではないですか。実績と伝統を誇ると言ったら、ストーカー方式になるのでしょうか。そういうことではないです、技術的な基準というのは、あきれて物も言えないような気がしてきました。

シートの関係ですけども、ニッタイ工販というところが、下請に発注し、孫請に発注し、そして納品がその逆の流れでされるわけですけども、それぞれ日付を教えてください。

○（土木）建設課長

流れなのですけども、あくまでも元請の方からの文書に基づいてやっていっていきます。まず7月12日、元請の方からマットの使用承諾願いが上がってきておりまして、中を審査して受理しております。それで、7月13日、これでマットの元請からマットセンターに発注しております。7月23日から8月8日までマットを製作しております。また、全部できてから運ぶのではなくて、でき次第運んでおりますので、日にちがちょっとダブりますけれども、7月27日から8月12日までマットが搬入されます。そして、8月3日から24日まで、マットメーカーの倉庫に保管しておりまして、これも、一部保管量が多いものですから、入り次第、8月19日から26日まで現場の方に搬入いたしております。

○斉藤（裕）委員

それでは、ニッタイマットの疑義が生じたときには、もう既につくられていたということですね。建設課長は私にはそんなことを言っていないけれども、私が尋ねたときには、それは元請会社、元請会社というのは施工を受注した会社が、発注してから工場検査をやると私に言っていたけれども、そのときはもう既に発注されていたのだ、ということですね。

○（土木）建設課長

7月12日の段階で保護マットの使用承諾願いという形が上がってまいります。それをもって、これはうちの方も、まず、何といいますか、特記仕様書、これで製作をしたいということで業者の方から私どもの方に依頼が、これで承諾してもらえるかということで上がってきました。それをもって受理ということになりますので、その段階では、その次としたら、マット発注ですから、その段階では発注されている、次の日から。

○斉藤（裕）委員

もう一回尋ねますよ。課長、あなたが私の調査に応じて、この流れ、発注パンフレット、このようなものを持ってきて説明しに来て、そして、これは1社特命ではないかという指摘に対していろいろなことをおっしゃっていました。いや、もう1社あるのだとか何だとか、いろいろ言っていましたよ。そして、工場検査をしたり、製品検査をしたりする、こういつていたときには既に製造されていたのですねということを聞いているのです。「そうです」

か、「いや、違います」か、どちらかです。

○土木部長

齊藤議員からお話があったのは、たしか8月、お盆過ぎだと思いますけれども、確かにこの日程からいきますと、うちに納める時期については、この製造過程からいきますと既に終わっていたと思うのです。

ただ、さきほど来お話がありましたように、課長が議員とそういうお話をしました工場検査、当日というご意見もあれしてしまったのですけれども、その過程の中では、製造過程の検査という中でこれも見ることができるかと思っています。そういう意味では、今言われるように、私どもの、製品がこの日程の中で工場生産されることについては、既に製造が終わっている状態になろうかと思っています。

○齊藤（裕）委員

議会と理事者の皆さんとの関係というのは、やはり、お互いに意見が合わなかったり、方針が違ったりすることはたくさんあると思うのですよ。だけど、うそを言ってはだめです、それ。さもさも製品検査しますと。私はそのときに言いましたよね。それだったら、ぜひ私も同行させて勉強のために見せてほしいと。こんなことを繰り返していたら、ますます信頼というのはできなくなるのではないですか。

○（土木）建設課長

当初、私どもの方も誤認識しておりまして、ニッタイマットが札幌のニッタイの工場で作っているというふうには私どもは思っておりました。それが、次は太陽工業になり、大島ですか、向こうの方になりました。それで、何回も委員とこういう形でやりとりしまして、大変ご迷惑をおかけしたことは、本当に重々申しわけなく思っております。それで、今後こういうことのないように、がちっと中身を当初から把握するような形で私はやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤（裕）委員

時間も経過しているのでしょうか。別枠で。

何か拍子抜けしてしまいましたけれども、そういうことで、注意してやってください。特に、皆さんは技術屋さんだから、環境部の言っているように目で見ましたとか、住民との関係はどうだとかこうだとか、そんな話ではなくて、実際の納品がいつで、何で、何でと詰めていったら、それは技術的なもので字に書いたものを出さなかったらならない立場なのです。それこそ、事務事業、今まで引き継がれた事務事業をそのままよしとせずに、緊張感を持ってやっていただきたいと要望して、終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

◎温暖化対策について

代表質問に関連して、温暖化対策について環境部に質問します。

まずは、平成13年度の温室効果ガスの総排出量、それと、基準値である平成11年との比較でどのようになったのか、お知らせください。

○（環境）環境課長

まず、13年度の温室ガスに対する実績数値でございますけれども、代表質問では、3万 5,000トンと概数で申し上げておりますが、平成13年度は3万 5,892トンでございます。それから、平成11年につきましては3万 9,350トンです。

○高橋委員

総体的には、昨年できたということだと思っております。それで、目標に対して達成できたもの、できなかったもの

について項目別をお願いします。

○（環境）環境課長

温室効果ガスの総排出量については 8.8%削減ということでございますけれども、今のそれぞれの率先行動の目標達成状況でございますけれども、公用車燃料と紙の購入量については目標の達成ができておりません。それ以外の項目で、ごみの排出量、電気の使用量、それから暖房燃料であります灯油、A重油、LPG、都市ガス等につきましては目標を達成してございます。

○高橋委員

それで、達成できたものとできなかったもののそれぞれの要因、特徴的なものでいいのですけれども、説明してください。

○（環境）環境課長

まず、達成できませんでした公用車燃料でございますけれども、こちらの方は、率先行動といいますよりも、事務の流れが変わったことによるものが大きいものと思われま

す。一つは、ごみの収集車、いわゆるパッカー車でございますけれども、これが今まで桃内と天神の2か所にごみを搬出しておりましたけれども、全車が、埋立てになりましたので桃内の方に行っていて、そして、車両の公用車燃料、そういった点が伸びたところでございます。それから、紙の購入量につきましては、今まで印刷物発注をしていたものが、リソグラフだとか、いわゆる簡易印刷機、庁内での印刷機によるもの、これが増えたことが要因かと思われま

す。それから、逆に目標達成したものの中で、電気使用量あるいは暖房燃料につきましては、この冬の暖冬によって、例えばロードヒーティングでありますとか、それから庁内の暖房、こういうものが削減できたものと思われま

○高橋委員

暖冬だったので暖房燃料は削減できたというのはわかりました。いただいた資料の中で、ごみの排出量が27.5%減っているということになっておりますけれども、これの内容について説明をお願いいたします。

○（環境）環境課長

ごみの排出量につきましては、各庁舎管理者の方からの集計でございますけれども、いわゆるコピー用紙の両面利用ですとか、そういう再利用、あるいはリサイクルに回したものの、これが増えたかと思いま

○高橋委員

ということは、実行計画の効果が表われたというふうにとらえていいのですか。

○（環境）環境課長

実行計画の効果だけではないと思います。例えば、さきほど申し上げました燃料などについては暖冬の影響が非常に大きいと思いますけれども、実行計画で申し上げております率先行動について、各部各課でもそれに配慮していただいたものだと考えております。

○高橋委員

明細表の方ですけれども、ガソリン車と軽油車は数値に相当ばらつきがあります。この内容について、簡単に結構ですが、説明してください。

○（環境）環境課長

今ごらんいただいておりますのは、自動車の走行量のことかと思っておりますけれども、ガソリン車から軽油車への移行、あるいは、今までの普通小型乗用車から軽乗用車あるいは軽貨物車への移行というのが各部の保有車で行われているものと考えております。

○高橋委員

もう１点、最後になりますが、麻酔剤の数値も減っているわけですが、この内容についてお願いします。

○（環境）環境課長

麻酔剤、いわゆる笑気ガスでございますけれども、平成11年度の購入量が 900キログラム、それから平成13年度が 660キログラムで 240キログラム減っております。これは、詳しい中身について使用各科に確認しておりませんが、いわゆる笑気ガスの購入時期の問題、あるいは笑気ガス、いわゆる麻酔剤の消費量が変化したものと思われると思います。

○委員長

この際、申し上げますが、暑くなってきたので、上着はお取りいただいて結構でございます。

○高橋委員

それで、14年度は、まだ途中でございますけれども、現状として昨年の13年度と比較してどういう状況なのか、ご説明していただけますか。

○（環境）環境課長

14年度につきましては、4月、5月、6月の第1・四半期について実績をまとめてございますけれども、現状では、前年同期比で25%ほど削減されております。温室効果ガス総排出量でございます。

○高橋委員

次に、庁内LANを使って広報、啓発をしているということの答弁がありました。この内容について説明をお願いいたします。

○（環境）環境課長

庁内LANが、昨年末あるいは今年の初めから現状ですと 650台くらいが接続されていると思いますけれども、いわゆる全課メーリングリストを使いまして、ただいまの資料ですとか、あるいはグリーン購入についてのホームページなどのURLをお伝えする、そんなことをしております。

○高橋委員

その内容を見て、職員一人一人にはどのように伝わりますか。

○（環境）環境課長

ただいま 650台のパソコンと申し上げましたけれども、各課に送付をいたしまして、基本的には、各課長、あるいは端末がつながっている係員、係長のところに行くわけですが、それを各課内で回覧をしていただくようお願いをしております。

○高橋委員

それから、研修ですけれども、効果的なプログラムを選定して実施するというふうに答弁いただいているのですが、どのようなものを考えているのか、時期的なものも含めてお願いします。

○（環境）環境課長

研修といいますか、説明会のようなものになろうかと思いますけれども、昨年7月に実行計画を策定したときに、一度、各課1名の参集をいただいて、温暖化対策そのもの、あるいは実行計画についてご説明をしております。

タイミングとしては、今回のヨハネスブルクサミットで京都議定書が発効すれば、このタイミングでまた全課にお集まりをいただいて、研修あるいは説明をしたいと思っておりますけれども、いまだ京都議定書の発効が済んでおりませんので、今年中に、今ロシアの批准によって議定書の発効が見込めますので、そのあたりのタイミングで、全体的ないわゆる京都議定書目標達成計画も国の方で今進めておりますので、その部分を含めて研修をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

それで、環境部としていろいろ研究をされていると思います。

この実行計画の事務局として、環境部の立場というのは非常に影響が大きいと思います。環境部として、環境課を中心に今までずっとやってこられていると思いますけれども、全庁的に、各部に対して、環境部はどのような先導的なことを部としてやってきたのかということをお聞きしたいと思います。

○環境部長

環境部としてどのようなことをやってきたかということのご質問かと思いますが、環境部では、実行計画を策定した事務局として、まず、各部にお願いしています例えば電気使用量の削減、それから燃料使用量の削減、水の効率的使用の推進、こういうことを各部にお願いしておりますので、環境部としては、お願いしているものを、満遍なくという言い方がいいのかどうかわかりませんが、各部より率先して適正に対応してきている、こういうことでございます。

○高橋委員

ということは、ほかのどこの部の職員よりも、環境部の職員の方々一人一人の認識が高まっているというふうに受け止めていいですか。

○環境部長

どこの部よりというか、環境部の中でのいろいろな話の中では、さきほど言ったように、事務局としてですから、環境課任せということではなくて、各職員もほかの部、課よりいろいろと、おまへのところは何もやっていないのではないかなんかと言われないうに、肝に銘じてそういう話をしているところでございます。

○高橋委員

よろしくお聞きしたいと思います。

それで、実行計画の推進と点検の流れについて何点かお聞きします。

実施状況の把握と点検ですけれども、各課でまとめられていると思いますが、いつ、どのような内容でまとめられているのか、説明をお願いします。

○（環境）環境課長

まず、実質状況の把握でございますけれども、これは、四半期ごとに、例えば、今第２・四半期が間もなく７、８、９月で終わりますけれども、今日付で各課あてに照会メールを流しております、エクセルファイルに入力をしていただくようなものを、大体、その四半期ごとが終わるときに依頼をいたしまして、１か月以内に庁内ＬＡＮで返信をしていただく、そういう形になっております。

○高橋委員

それで、まとめられたものというのは、各課長ですか、幹事の方はわかりますか。

○（環境）環境課長

それが、１か月以内に集約された段階で、庶務担当課長に策定会議の幹事をお願いしておりますけれども、庶務担当課長会議又はメールでその内容についてご確認をいただいております。

○高橋委員

例えば、ある課で取り組んだものが、違う課でもこういうことをやっているのだなというのがわかるようなものなのでしょうか。

○（環境）環境課長

委員が今おっしゃいましたのは、いわゆる率先行動のメニューで何かを重点的に取り組んだことがわかるかという意味かと思いますが、そういう形ではなくて、数値の報告と。さきほど明細でございました燃料消費量なり自動車の走行量なり、そういうものの数値データのみをいただいておりますので、例えば、率先行動の中身についてエレベーターの使用を全員がやめたとか、そういうような報告は受けるスタイルになっておりません。

○高橋委員

これは、要望ですけれども、ある市では、これはインターネットで情報を出してみたのですが、各部各課、全部、ネット上で取組内容を公開しております。ぜひ庁内的にも、また市のホームページの中でも、市としてもこれだけいろいろやっているのだという内容のものをぜひ検討してはどうかと思うのですが、いかがですか。

○（環境）環境課長

市民への公表あるいはホームページの利用についてでございますけれども、温暖化対策だけではなくて、全市的な環境の状況について私どもでデータをまとめておりますので、そういうものがより広く市民の方々にごらんいただけるようなことで、今ホームページの改善を考えてございます。

○高橋委員

できるだけ早目にお願いをしたいなというふうに思います。

最後ですけれども、この計画の策定会議の委員長であります助役にお聞きしますが、各課の認識の度合いといいますか、温暖化に対する心構えといいますか、状況は、この計画ができてからどのように変わってきたのか、どのように把握されているのかお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○助役

この計画が発表されて、庁内的に、そういう各部課の取扱いの量等の集計に当たりましては、担当の部の方からも、目的、それから効果、そういったものを説明をしていただいております、少なくとも各部課のそういったことに対する認識というものが、徐々にではありますけれども、深まってきているだろうというふうに感じております。これがまた、当初の計画と、それからまた、翌年の決算時、あるいはまたその次の決算時というふうに経年的に比較することによって、そういった数字がはっきり表われてまいりますので、そういったことを比較検討する中で、認識もどの程度進んでいるというようなこともある程度は分析、把握できるのではないかなというふうに思っています。今年度の決算の状況、また、更には来年度の予算の状況等を考えながら、そういったものについての意識啓発といいますか、そういったことに努めていきたいというふうに思っています。

○高橋委員

終わります。

○秋山委員

◎子育て支援対策について

子育て支援に関して、何点かお伺いします。

保育所の待機児の状況を伺ったところ、厚生省の指導どおりに行った場合はゼロだが、現状は待機児38名ですという内容の答弁をいただいておりますが、どういうことなのか、もう一度ご説明願います。

○（福祉）児童家庭課長

待機児童の関係ですけれども、今、厚生労働省の方で待機児童の定義というのを変えました。今までは、例えば自分の住まいの近くとか職場に近いところに申込みされていて、特定の場所を申込んでも待機というふうになったのですが、これからの新しい定義は、1か所ではなくて複数の申込み、どこか入れるところがあるのに特定のところしか申込んでいない、そういう場合については待機としないという新しい定義が示されまして、そういうことで言うと待機がゼロということになっているということです。私どもとしては、今までどおり、職場の近く、家の近くに入りたいというのは人情的にわかりますので、それで38というそういう数字をつけているところでございます。

○秋山委員

要するに、親の気持ちがわかるから希望するところに入れてあげましょうということで見た場合は38名ということになろうかと思えます。

去年、13年では35名の枠を増やしております。銭函15名、中央保育所10名、新光10名と。14年度はどうでしたか。

○（福祉）児童家庭課長

そういう定員の上では、赤岩保育所を新しくしまして5名ですが、公立保育所で枠外入所ということを始めましたので、それをカウントすれば、ちょっと数字を持っていませんけれども、去年の数よりは多い枠は持っている状況でございます。

○秋山委員

それで、保育所に入所を希望する場合、お母さんが、必ず就職というか、勤めていなければならないという基準がありますね。であれば、この38名の待機児があるということは、母親は勤めながら、空くのを待っている状況ととらえてよろしいでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

あくまでも働いていないと申込みができないのではなくて、求職活動、仕事を探すということでも申込みできるものですから、皆さんがそういう状況ではございません。中の詳細については、ちょっと資料がありませんので、承知しておりません。

○秋山委員

ちょっと小樽の保育の実施に関する条例を見ましたら、必ず申込みをするときに勤務先とか課税の状況などを書き込む欄があるものですから、また、耳にするのは、就職したいのに厳しいわね、決まっていなくて申込みないのだよねという声も耳に入ってきます。それで、今確認の意味でお尋ねしたのですけれども、この待機児童38名は、新年度は必ず入所できるのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

毎月、退所がありますし、例えば今月はいろいろ待機はしているのですけれども、保育所によっては、部屋が狭いのでなくて、まだ枠外入所が、9月いっぱいまでは定員の25%まで入れるものですから、例えば保育士さんが足りなくて入れないとか、その手当てがつけば入るとかいろいろな状況がありまして、毎月いろいろ変わっております。

それで、今、来年になればということなのですが、当然、年長児は卒業して学校に上がりますので、そういう意味では、38であれば来年の4月であれば入れるかなというふうには思いますけれども、毎月いろいろ変動している数字でございます。

○秋山委員

市民生活ガイドという中の、保育所の入所というところを読んだら、本当にここを読む限りではすぐ入れるような書き方をされているということで、年度途中の場合でも入所を希望される方が月ごとに随時の入所を受け付けておりますのでお問い合わせくださいと。この受け付けておりますというところがみそかなと思って見ておりますけれども、やはり、せっぱつまって働かなければならない状況になったときは頼みの綱かと思えます。そういう意味で、厳しいでしょうけれども、やはり定数枠をこれからも広げていく努力をお願いしたいなと思えます。

それで、一時保育に関してですけれども、答弁では、一時保育の利用者数は15名の定数枠があるのだと。常時、利用しているのは六、七名、多いときで11名前後だったということで、枠まで満たないので利用はされていないのだというような趣旨の答弁であったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

今、一時保育ですけれども、現実には日赤保育所で行っております。行っているのは、一時保育だけ別枠で、例えばスペースとか人手を用意してやっているわけではなくて、通常の保育をしながら同じ保育室でやっているものですから、現状では枠外入所まで行っている状況です。大きい子ですとある程度できるのですけれども、例えば小さい子ですと、ゼロ歳児であればベットの要るとか、部屋が狭いとかいろいろな条件がございまして、預かれない

場合が結構多かったと、そういう状況になっているのが現実でございます。

○秋山委員

この前の答弁でしたら、15名の枠に対してそんなに埋まっていないのだから、利用者は少ないから必要ないように感じたのです。今お話を伺いますと、別に一時保育という部屋を設けているわけではないのだというお話でした。現実には3歳児は厳しいと断られていますので、大きいお子さんであれば受け入れるという状況であれば、この一時保育は日赤のみでなくて、一応、公立の保育所で、小樽市を含めて15名の枠内で、他の保育所でも受けられるという仕組みという部分は厳しいのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

まず一つは、ほかの保育所も含めて、今現在、公立も含めて、公立1か所だけ今入っていませんけれども、100%を超える状況でほとんど入所しております。そういう状況の中では、建物に余裕があっても、例えば人手の問題があるとか、そういうことでいろいろ問題がございます。そういう意味で、なかなか新たに場所を増やして全部に対応が可能かとなると、それについては若干心配がございます。

それで、今、秋山議員が言われるように、ほかの保育所でそういう一時保育はできないかということですが、ここ何年かの状況を検討した上では、なかなかそれは困難なのかなというふうな気はしています。

○秋山委員

本当に一時なのですね。急に入院しなければならなくなると。本当に働けないお母さんは、子どもを預けるといって自体、勇気の要ることなのかもしれませんが、身近に知り合いがいない、預かる場所がないという場合、そんなに年間、さきほど答弁の中にもいただいたように6名から7名、緊急時に1人くらい、今説明されたような状況で預かってくれているのであれば、どこか1か所、市内というくくりでできそうな気がするのですが、どんなものですか。

○（福祉）児童家庭課長

さきほどの議員のお話ですが、定員が15に対して1年間で11人が最高でしたということで、私どもとしては、その運用の中でももう少しまい方法をとれるというのは、そういう枠で緊急の場合も対応できないかどうか、実施している保育所の方と協議をしてみたいというふうに思っています。

○秋山委員

それでは、子育て支援センターの活動の中で、今後に期待するというような内容でお尋ねした中で、今後、親子遊びだとか子育て相談など、出前指導や子育て支援ボランティア育成講座を実施してまいりたいというような内容で、今後、これらのサークルやボランティアが地域で交流し、連携が図れるよう取り組んでいきたいという内容の答弁をいただきました。

それで、子育て支援ボランティアというのは、具体的にどんな活動と考えていますか。

○（福祉）児童家庭課長

先月といいますか、9月中旬に3回ほどボランティアを募集して、ボランティアの講習会を実施しました。その中で、歌遊びといいますか、手遊びとか、それに加えて、何かあったときに託児とかということで講習をしました。これからについては、そういうネットワークを広げていくというか、全市にそういうふうなネットワークを広げていきたいというような活動をしたいと思っています。

それから、現在、支援センターの活動として、いろいろな地域に各子育てサークルがございますので、その要請があれば、そのサークルに行って、そういうような遊び方を教えるなり、保育士が実際に行って指導していただいて、そういう中でそれらのサークルとボランティアを有機的に結びつけて子育てを支援していく体制をつくってきたいということで、今年、第一歩を踏み出したところでございます。

○秋山委員

子育ての支援という部分はどのようにとらえているのか、もう一回お尋ねします。

○（福祉）児童家庭課長

当然、お母さんがいろいろなことで心配があれば心配のご相談に乗るとか、何かの講演会とか何かがあったときに、お母さんが講演会に行きたいのだけれども、子どもを見てもらえないといった場合にそういう託児のお世話をするとかと、いろいろな支援の仕方はあろうかと思います。

○秋山委員

今お話が出た部分、これをぜひ子育て支援サポート運動としてつくり上げていただければありがたいなと思って今聞いておりました。こういう仕組みが地域内にあれば、さきほど、急に何日間か子どもを預けなければならぬというときに、安心してお願いができるのではないだろうかというふうに考えていますが、何かうれしそうに笑っているのか、いかがでしょうか。

○福祉部長

片や市内のお母さんたちのグループがあって、片や子育てボランティアと、これは市内全域のものなのですけれども、そこで、地域でぶつかる部分が出てくるわけですね。そういうお母さんのネットワークが重なり合って、そこで地域としての計画が生じますと、今委員が言われたようなその地域でお母さんが近くのボランティアさんに一時保育的なサービスができるという場面も出てまいりと思いますけれども、最終的にはそういうようなネットワークづくり、これに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○秋山委員

急につくれと言っても厳しいかと思いますが、ぜひそういう方向性で地域の中でネットワークをつくっていただきたいと希望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○渡部委員

代表質問から各項目にわたって総体的に政策的な面でお聞きしたいと思います。全部が全部、聞き切れないと思いますけれども、進めるだけ進めていきたいというふうに思います。

◎財政問題について

まず、財政問題です。

ご承知のように、予算編成に当たって、その前段で警告等を発しながらその厳しさを訴え、そして、ここ二、三年前から、財政の厳しさで財政計画といったものもつくり上げながら来ました。そして、代表質問では、財政健全化への緊急対策会議、それで、内容は別にして広報おたるでその厳しさを訴え、そして、平成13年度の決算を迎え、また緊急対策会議は15年度予算編成前に方向性や内容についてまとめたということであります。

今日まで、いろいろ課題という面が指摘されてきました。しかし、残念ながら危機的状况を迎える寸前にまで来ているのではないのかなど。そうしますと、やはり状況の厳しさを受け止める、いわゆる緊張感と、それに対応する行財政運営、それから、二つは、今日まで課題としてあるいは問題として提起されてきた構造的問題の解消への対策と実践的施行ということ、三つは、市民の協力と健全化への理解等々、まだまだあるわけですが、まず大まかに言ってこれらがあると思います。

今後、行財政を進める上において、非常に厳しいし、深刻な問題を抱えている中で、総体的に財政としてどのように見ておられるか、今後の方針を含めてお聞かせいただければなというふうに思います。

○財政部長

本会議における市長の答弁や、あるいは先週の予算特別委員会の中で、財政の危機的な状況というのは、るるお

話し申し上げていたわけでございます。特に、最近になって状況の急激な変化があったということは、何回も申し上げておりますとおり、13年度の決算において、いわゆる地方税といいますか、特に、個人市民税の動きが非常に急激に落ち込んだということがまず大きな原因であります。これは、やはり、国総体がやっぱり景気浮揚といいますか、そういう経済の不振が依然として続いているということが大きな原因になるかと思えますけれども、それに関係して市内の経済状況も非常によくないということがあるわけであります。そういう面から、やはり個人市民税の伸びが非常に悪い状況にあるということがありまして、それが対前年比でも、いわゆる4億、5億という台で下回ってきている状況にあるということです。それから、特に14年度につきましても、調定を終えた段階での個人市民税というのは予算に対しては相当な落込み、いわゆる2億5,000万ほどの落込みも既に表われてきているという状況があります。また、それにかかわる消費税関係の収入も少ないわけですが、特に交付税の関係でも、やはり対前年で比較いたしますと非常に落ち込んできている。臨時財源対策債でいろいろ措置されている面もありますが、非常にそういう面での伸びも悪い状況にあります。

これは、財政健全化計画を見直す段階で、当初は、ある程度、税も交付税も伸びていた、あるいは横ばいだろうというふうに見てはいたのですが、それが、13年度、14年度の経過を見ますと非常に落込みが激しいということで、それはもう本当に財政状況としては危機的な状況にあるということが我々もわかりまして、それで健全化計画の見直しをかけてみたわけです。そういう結果からいきまして、健全化計画も、15、16、17と3年間を試算してみますと、総体で150億の財源不足が生じるということが表われてきまして、現時点では、庁内でのそういう対策会議を設けながら、どういう対策をやっていかなければならないか、全庁的にいろいろと詰めているというか、やりとりをしながらまとめている最中です。

今後、これらが解消されるということ自体は、やはり、一般財源の大宗を占める市民税が伸びていかなければ、なかなかいい状況にはならないだろうと。歳入歳出の両面からですが、まず、歳入の面では、そういう地方税、特に市民税の伸びがやっぱり必要であります。また、地方の税源を確保していくということでは、やはり交付税の制度も維持していただきたいということがあるわけです。そういう面で歳入面の対策が必要だということと、もう一つは、歳出の面では、内部的に努力して歳出の削減ができるものについては、ある程度健全化に向けた思い切った措置をしていこうということで、今できるものから手をつけていっているという状況にもありますので、そういうことから財政の構造的な改革に向けて今検討している最中であります。

○渡部委員

今、部長から答弁をいただきました。

今回の代表質問でも、皆さんは財政問題の厳しさを訴えながら議論展開に入っていたということで、よく受け止めております。

ただ、13年の決算を見ると、その特色ということでありますけれども、財政状況にかかわる構造的な問題というのは依然としてやっぱり解消されていない。しかも、歳入より歳出の性質別経費というのは、やっぱり微増と、微増以上に増加になっている、そういうもろもろの問題というのは、実は、昨日、今日のことでなく、そういった面での対策ということについても今少し不足していたのかなと、それが一つです。

それからもう一つは、行政として何かを進めていくといういわゆる政策、あるいは施策という面からすると、お金がつきものです。こうした厳しい財政状況になったときに、どう振りかえていくのか。予算を削るとかそういう面というのは一般的にごく当たり前であります。そういった面からすると、今後更に知恵と工夫といった面もしっかりと一つの政策として打ち上げていく必要があるのではないのかなと。意欲と熱意を持って、やはり汗を流す、努力する、実践し、実効を高める、そういうものをしっかりと掲げていく必要があるのではないか。財源がなければ何もできない、政策あるいは施策の展開も制限されるということではなく、やはり知恵と工夫を持って、また別のものを持ってやり遂げていく、そのことが行政に課せられた大きな任務というふうに私は思うわけですが、

いかななものでしょうか。

○財政部長

確かに、今の小樽市の財政の構造といいますのは、義務的経費が大宗を占めているものですから、それに充当する一般財源、いわゆる市税だとか国税の枠が非常に厳しいというか、ほとんどそれに充当してしまうような状況にあるということで、構造的にはやはりいい状況でないといえますか、経常収支比率も。そういうことから、やはり、内部的に削減できるものというのはいろいろと工夫をしていかなければならない部分がありますので、そういう部分は、事業一本ごとに最初から見直しをかけていこうというこの作業もまた進めております。もちろん、こういう状況ですぐ収入が増加していくということが期待できないわけですので、歳入、いわゆる収入に見合った事業というものをどう展開していくかということも工夫していかなければならない。

確かに、委員が言われた予算がないなら、知恵と汗で何とかしてというように、各部にいろいろ聞いたり、もちろん委員のご意見もありますけれども、それらも含めて、職員一人一人が市民サービスに向けてどう努力していくかということが大事だと思いますので、全庁的に頑張っていかなければならないというふうに思っております。

○渡部委員

厳しい時代にあっても、市民生活の向上、それから市民の負託にどうこたえていくのかというのは、これもまた行政の役目であります。市民に理解をされる、そういう施策の展開を進めていただきたいし、大変厳しいという状況の中にあって、ただ単に、市民に不安と厳しさと深刻さ、そういうものだけを押しつけることなく、今言われました市民サービスに向けて、常に前向きに、行財政運営を含めて、行政としての役目を果たしていただきたい、このように要望をしておきたいと思います。

◎観光基本計画について

次は、観光基本計画について少し伺っておきたいと思います。

計画を策定すべきでないのかということに対して、市長の方から、観光振興の重要性から前向きな答弁をいただきました。策定に当たって少し話をしてみますと、どうも一つの計画というものに対して策定をするということが、以前はコンサルに発注、それから調査をする、何をするというその背景づくりのためにお金がかかるということも一つありました。そういう関係からすると、財源がなければできないのではないのかというこういった面のやりとりもいろいろさせていただきました。

しかし、現在は情報化の時代でありますし、日常、ふだんの政策的な施策の展開というのは、関係者あるいは団体、市民の理解の下に実践して積み重ねを行ってきている。これがしっかりと推進しているならば、やはり、そのまちの個性、特性、それから、らしさ、あるいは、今迎えてきている中でも自主、自立への道筋ということから、ただ単にコンサルへの発注だとか、そういうものではなく、積み重ねてきたそのものと、それから、中長期的な活力、あるいは活性化、あるいは経済への効果というものに基づく行政、関係者、団体、そして市民と一緒に策定をしていく、この基本が重要かと私は思いますが、そのことをどう考えておられるか、ひとつお聞きしたいと思います。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

今ご質問にございました観光基本計画の策定につきましてでございますけれども、渡部議員の代表質問に対しまして、市長も答弁しておりますとおり、小樽市の観光基本計画の策定につきましては、私ども小樽観光の中長期的な観点の在り方を示す指針として必要であるというふうに思っております。そういう意味では、官民一体となって取り組んでまいり、その体制づくりなどの準備を進める考えであります。

そういった意味からも、計画策定に向けましては、まず、市民を中心に、観光関係団体や企業、それから私ども行政などによる体制づくりをさせていただきまして、小樽らしい、さきほど委員がおっしゃっていましたが、らしさという意味では小樽らしさという意味での個性とか、それから特性などを探りまして、それらから計画の中

に盛り込まれるべき内容を見つけ出してまいりたいと。そして、やはり、それがつくり上げた観光基本計画というふうになっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○渡部委員

そうですね。やはり、自分らで手づくりで、そしてしっかりとしたものをつくり上げていくということになると、本物という形の中で進めていけると。今まで高いお金を出して、ではコンサルでやったものはどれだけの効果があったのか。むしろ、今までの事例の中では、コンサルがこしらえて、そして、何かの質問に対して、これはコンサルがこしらえたという言い逃れの場面だって今までの中では何回かやはりあった。むしろ、その関係者でしっかりとしたものをつくり上げて、方向性を目指していく、この大切さを今後しっかりと身につけて進めていただきたいということを要望しておきます。

◎環境基本計画について

次は、環境基本計画です。

さきほど環境部長から何もやっていないのではないかと問われるようにという答弁がございました。やっていると思っております。ただ、私は、今お話ししましたように、一つの部としてその事業を展開していくということについては、思いつきやその場面だけのものではないと思うのです。周りを含めてしっかりと政策を持っているのです。政策なりをしっかりと持っている。その政策の項目に基づいて施策の展開をしているのです。ということになりますと、政策がしっかりと何項目でこうありますから、それをまとめたら環境の基本計画になりませんかということが一つです。これは、環境ばかりの問題ではないです。

だから、確かに代表質問を含めて、市民から理想だとか理論の難しいものよりも自分らのできるものからというのを、これは施策なのです。決して政策ではないのです。政策を持ち得た中でそのことが発生してきていることです。だから、やはり、政策として掲げたものについては、それはどこかに発注するとか発注しないとかというのではなく、できているまとめをしながら、それならそれで計画に肩がわりするものとして、こうだといったものを明らかにしながら施策の展開をしていく。市民とともに、何かの事業をしていく、議論もしていく、そして新たなものに手をかけていく、これが順序だと私は思うのです。それを難しく考えられている。

私が特に言いたいのは、平成8年当時からこの話をして、実は市長答弁もいただいて、そして、委員会質疑も行って、時たま、議員の方から検討する、何々するということだけれども、その重みはどうかと。そのことについて、もし一つの委員会なら委員会でも、確認し合ったことで何かの変化があった場合については、やはり議員の方に話をして、実はこうであったけれども、こういうふうに展開をしていかざるを得ないと。なぜかという、それは国の流れだとか、あるいは市の事情もあってというようなことで行くなれば、いろいろな面で理解を得ながら、またそこで協議をしながら、一つ一つ展開していけるのではないのかなと。とにかく、そういうふうの確認し合ったことでも、何か代表質問一つすると、市長の責任だと、おれは関係ないといわんばかりのそういうものではなく、各部はそのことをしっかりと受け止めて、そして一つ一つの変化に対応していく、そしてまた、確認し合ったことに対する措置というものをしっかりとやっていただきたいなど、そのように思います。

特に、コンサルに発注しなければできないのか、あるいは、しなくてもできるのかといういろいろな要素のものをです。難しい問題でありますから、そういうことについては、もっと身近に掲げて、でき得るものは進めていくというようなことでやっていただきたいというふうに私は思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○（環境）環境課長

環境基本計画でございますけれども、市長答弁の中で、難しい理念、理論というくだりがちょっとお気にさわったのかと思います。行動計画をというふうに答弁の中で市長の方から申し上げているのは、理念が要らないということではなくて、10年前のリオデジャネイロでのサミットで、アジェンダ21というのが採択されております。そのアジェンダ21の中で、まずローカルアジェンダといいますか、行動計画を地方自治体でつくりなさいと。これがあ

って、環境基本法が次の年に生まれているわけございまして、その行動計画、要するに市民と行政が、パートナーシップといいますか、協働する作業がなくては基本計画にまずとり着かないであろうと。基本計画に至るまでに、同一の行動をしながらそれを考えていかなければ、その理念あるいは理論というのは裏づけがないだろうと。

まず、現状では、第2次の総合計画実施計画の中にあります行動計画、いわばローカルアジェンダと言うべきものを策定をして、その上で市民の方々に本当に環境についていろいろな角度から見ていただきます。そういう段階で、環境基本条例あるいは環境基本計画というものの理論づけ、理念づけを進めていくべきだと、そういう意味で申し上げてございます。

○渡部委員

難しいところを言っているのではなく、当時の理論展開からして、そして検討をいたしましたら、あるいはこうしていきたいといった面は、ただ単に環境ばかりではなく、ほかのところもあるはずです。簡単にいかつまんて言っていると、そういったことについては、ほったらかしにしないで、何かの変化があったときには、今ここまでこうしているとか、そういうことがあってしかるべきなのです。そうでないと、やはり、その部とのかかわりにおいては不信を抱くことになるのです。不信を持つと、部の人方が変わらないでそのままいくとがっちりかかれるのです。しかし、そこで人事異動ということになって、新しい体制の人方という、またそこから議論展開に入っていきます。ですから、一つ一つのことにについては、もう少し心配りをしながら対応をきちんとしていくということが重要であろうと。私は、確かに環境の基本計画を策定すべき時期にもう来ているのではないのかと言っても、明日から明後日からということでは求めるのではない。しっかりとそういうものの中から、向こう3年なり5年には何とかしていこうと、そのためにはこういう面で今検討に入っているということだけでも、それは一つしっかりと持っていけるのではないのかなと、そのことだけなのです。どうでしょうか。

○環境部長

平成8年から、いろいろとこういう問題を取り上げてご意見をいただいているということは承知しています。ただ、今、環境行政というのは、委員もご承知のとおり、目まぐるしく変わっているということもありまして、そういう状況の中で、さきほど課長が言ったように、市民との行動の計画をまず優先しなさいと、そういう国の方の方針というのですか、そういうものが出てきております。こういうこともありまして、今、まずそれを先にやろうと。確かに委員のおっしゃるとおり、その間の状況の変化といいますか、そういうことは、ご提言というか、ご意見いただいた各委員の方々に今こういう状況ですよというのは逐一ご説明をして、ご理解いただくということとは、当然していかなければならないものと思って、それはそのとおりだと思っております。

しかしながら、さきほどから言っていますように、環境を取り巻く情勢というのは、非常に今スピーディーになっているものですから、なかなかそういうきちんとした説明もできないということは反省もしなければならぬと思います。今後については、そういうことで意志の疎通が欠けないようにいろいろ説明してご理解を求めていきたい、こういうふうに思っています。

○渡部委員

何もやっていないではないかと言われたいというところで、ひとつこれからそういった面では、心配り、目配りをしながら、やはりスムーズな協議と、それから信頼に基づいて、一つ一つの政策の実現に向けて推進していただきたいということだけ要望して、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

○古沢委員

◎措置制度と養護老人ホームの問題について

時間が限られていますので、２点についてお伺いします。

措置制度と養護老人ホームの問題が１点です、もう１点は、冠婚葬祭の大手であります株式会社ベルコの問題についてお伺いします。

まず、措置制度と養護老人ホームの問題ですが、所管の方には、質問に当たって事前をお願いしております。オタモイのＧ団地でひとり暮らしをしている、仮にＫさんと言っておきますが、Ｋさんがいらっしゃいます。この方は、養護老人ホームへの申出書を提出している方ですけれども、Ｋさんの状況について、まず、かいつまんでご報告ください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

Ｋさんの状況でありますけれども、Ｋさんは今年の２月22日に入所の申出を提出しております。現在75歳で、胸椎カリエス炎、他に外傷性股関節炎ということで持病を持っております。昭和34年に２種４級の障害者手帳を交付されております。現在も、治療として月１回通院をしているという状況にあります。このほかにも高血圧、あるいは心房細動などの持病もありまして、やはり月１回通院しているということでございます。

Ｋさんは、独居で子どもがいないということで、現在は75歳ということですから、何とかされていますけれども、今後、治療費の状況やあるいは経年を考えると不安であるということで、さらには、除雪については今年の冬は何かしのげそうだけれども、来年は自信がないということで、そのため何とか老人ホームに入所させていただきたいという申込みがございました。

○古沢委員

このＫさんが、老人ホームに措置入所をされるのはどういう手順で決まりますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

措置入院の手順でございますけれども、Ｋさんに限らず、現在の申込みから入所までの手順を申し上げますと、まず、市で申込みを受け付けます。次に、運営基準に沿いました身体上、精神上、環境上などの入所要件、これを審査いたします。後日、健康診断書を提出してもらうことになりますけれども、それら関係書類を添付いたしまして、入所判定委員会を開催いたします。

その中で、入所の可否のご意見をいただきます。委員会で意見が可となれば、順番待ちということになります。そして、待っていただくということになります。次に、順番が到来したときに、再度、国の基準に従いまして調査をさせていただきます。今のところ３年、４年という期間があるものですから、その間に状態が変わるということもございますので、再度調査をしてということになります。これで、措置決定などは、決定書とともに通知いたします。施設に入所を依頼いたしまして、入所がオーケーということになれば入所ということになります。

○古沢委員

市内の養護老人ホームはオタモイにある育成院ですが、この育成院の現在の待機状況をお知らせください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

待機状況につきましては、９月１日現在で、育成院は１58名ということになっております。

○古沢委員

そうしますと、Ｋさんは２月に入所の申出を行ったのですが、２月の時点と現在のＫさんの待機順番は何番になっていますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

待機順番の申込時と現在ということになりますけれども、2月の申込時は165番目ということになります。今日現在なのですけれども、146番目ということで、約19番上がっているということになります。

○古沢委員

1番になるには、後どのくらいかかるのですか、これ。

それでは、この1年間、育成院において入所の辞退者がどういう状況であったか、それから、措置入所、つまり順番が来て入ってくださいといったところが入所保留となった人の数、その人の状況がわかりますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

辞退者と保留者ですけれども、平成13年度1年間で申し上げますと、指導あるいは取下げということでの辞退者は20名おりました。それから、短期入院等の保留者、これが約30名ということでございます。

○古沢委員

わかればですが、全道、もし難しければ道央周辺、近郊といいますか、そこでの養護老人ホームの待機状況についてお知らせください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

待機状況ですけれども、例えば札幌の周りですとたくさん施設がございますので、待機者は意外と少ない。なおかつ、民間の有料ホームもありますので、そちらの方に行ったりしている人も多いというふうに聞いております。また、函館の場合などは、現在待機者はそんなにいない、いても大体1年間くらいで入所できるというような状況というふうに聞いております。また、近々、例えば後志管内あるいは石狩管内でございますけれども、小樽市が措置している12施設でございますが、その中で待機者なしが9施設、それから、1人から4人の待機が3施設というようなことになっております。

○古沢委員

念のため確認しますが、そうすると待機ゼロが9で待機1から4が3、これに小樽市内の育成院が入ります。13ホームで、ちょっとお聞きしましたら、9月1日現在で164人待機者になっているのです。そのうちの158人が育成院で待機をしているわけです。育成院以外でしたら、入所の申出をしたら速やかに措置入所をされるという状況になっているようです。

異常にといいますか、突出してこうした待機状況になっている小樽の特殊な要因、原因は何だと考えていますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

小樽市が突出して待機者が多いということでございますけれども、例えばこの12施設の中には育成院が入っておりません。

それで、育成院の場合、158名ということで待機者が多いわけですが、まず、育成院の希望者が多いということがあります。その理由といたしましては、近く又は市内に家族あるいは友達がいて、できるだけ小樽を離れたくないというようなことがございます。今、古沢議員が言われていましたけれども、一応、私どもの方で受け付けた場合には、申込時に、近隣の市町村であれば即入所できる可能性が高いということは説明しております。でも、なかなか地方に行くのはちょっとだめだという方がおまして、勢い育成院を希望すると言われます。更には、地域、地形的要件も大きな理由でございます。市内ほとんどの場合、山坂になりまして、冬は雪がとて多いということで除雪が大変であるというような理由を多く聞いております。

それと、例えばの話なのですけれども、農業地域、漁業地域ですと、この辺の仕事の従事者が多いということで、元気な高齢者が多い。そのため施設への入所希望者は少ないというようなことが挙げられます。

○古沢委員

164人の待機者のうち、158人というのが小樽で待機しているわけです。その要因を今述べてもらいましたけれども、それが根本的な要因、原因ではないだろうと私は思っています。

そこで、伺いますが、社会福祉法第6条では、どのように地方自治体に規定されているのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

社会福祉法第6条の規定ということでございますけれども、福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務ということで規定されております。内容を読み上げますと、第6条、国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならない。このように第6条では規定されております。

○古沢委員

入所の申出をしますと、小樽はそういう状況ですから、室蘭でしたらすぐ入れますよとか、余市でしたらちょっと待てば入れますと、こういう話になるわけです。

社会福祉法第6条の規定は、今、示していただいたとおりです。老人福祉法の第4条でも同じような責務規定がありまして、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する、こういうふうになっております。

そこで、伺いますが、老人福祉法の第20条の8では、市で老人福祉計画を定めるというふうになっております。同時に、その前提として、この条文第5項では実態をきちんと把握しておきなさいというふうになっているわけです。一つは、日常生活に支障のある老人の人数、二つに障害の状況、三つに養護の実態、これらについて市はどういうふうに把握されておりますか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

老人福祉計画に定める前の実態把握ということでございますが、まず初めに、日常生活に支障のある老人の人数ということでございますけれども、一応、私どもの方で把握してございますのは、介護保険におけるサービス利用の数字で申し上げますと7月末で5,341人となっております。

また、障害の状況ということでございますけれども、これにつきましては、要介護の状況でお話し申し上げますと、要支援者で609人、それから要介護1以上5までの方で4,731名、それから一応、経過措置者ということで1名で、この4月末現在で5,341名となっております。

それから、養護の実態ということでございますけれども、これにつきましては、在宅の方で言いますと、3,727名、それから施設サービスを利用されている方で1,614名、いわゆる特養とか療養型とかを利用されている方が1,614名ということになっております。それから、養護老人ホームにつきましては、さきほど高齢福祉課長の方からお答えをしたような状況になってございます。

○古沢委員

この老人福祉計画ですが、ここでは、確保すべき老人福祉事業の量の目標、それから確保のための方策、これを定めることになっていますね。どのように定めているのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

現計画、いわゆる平成12年度から16年度までの計画につきましては、一応、平成16年度目標といたしまして、例えば養護老人ホームで言いますと、1か所定員200名ということを見込んでございます。

○古沢委員

参考までに聞いておきますが、今お尋ねした目標を定めるに当たって、小樽市が実態を把握しておりますけれども、そうした実情に即して厚生労働省が養護老人ホーム設置目標として参酌すべき基準を決めているようです。厚生労働省が示す基準で言えば、どういうことになるのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

いわゆる私どもで言うところで参酌標準と言っておりますけれども、これにつきましては、老人福祉計画を各市で作成する場合の考え方を国で示したものでございますが、参酌すべき標準ということです。この中身は、例えば

養護老人ホームのサービスの目標を定めるに当たっての内容といたしまして、各地域において、身体上もしくは精神上、又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を把握し、適当な量を見込むということになってございます。

○古沢委員

そうしましたら、さきほど実態についてお伺いしましたし、それから、目標も聞きました。1か所 200名というのが適当なという今の答弁をいただいたことで言えば、養護老人ホームの定員といいますか、そうだというふうに考えてよろしいのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

現計画の中では、一応、現状どおりということで定員 200名ということで平成16年を目標に掲げておりますので、現計画の中では、とりあえずそういうことで考えております。

○古沢委員

これは、必ずしも小樽市が設置するものではないですね。要するに、民間でそういう養護老人ホームを立ち上げてもらうということが、どちらかという、そちらが基本になるのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

これは、市がやる場合もございますし、当然、社会福祉法人がやる場合も両方考えられます。

○古沢委員

それでは、市ではどういうふうに考えているのですか。

○福祉部長

ただいま課長から申し上げましたのは、設置主体としての法人が市であるか福祉法人であるかということを限定的に申し上げたわけです。私どもの基本的な考え方は、市もこういう状況でございますし、基本的には民間ということであります。

○古沢委員

例えば、計画どおり民間がそういうふうに動かないというふうになった場合に、この目標値を達成するために市がとるべき態度というのは一体どういうふうになるのですか。

○福祉部長

老人福祉施設にはいろいろございますけれども、私どもの喫緊の課題というのは、特別養護老人ホームの優先順位からして、特養の老人ホームの設置というのは大きな課題だというふうに思います。

○古沢委員

これは、後でまた別の機会できっちり議論していかなければいけないと思うのですが、さきほども言いましたように、小樽市内に住むお年寄りの方が入所申出をすると、急ぐという場合は、小樽市民でありながら、室蘭でどうですか、京極でどうですか、泊だったらすぐ入れますよ、こういうふうにならなければいけないという実情なのです。これを喫緊と言わないのでしょうか。これは、ぜひ検討いただきたいと思います。

それで、そもそも養護老人ホームは介護制度の下ではないですから、措置制度の下にある施設です。社会福祉で言う措置制度というのは一体どういうものなのでしょう。

○（福祉）社会福祉課長

福祉で言います措置制度ということですが、広義の意味では取り計らうというようなことが辞典に出ておりますけれども、福祉サービスの利用に関する狭義の言い方になりますと、今論議になっております養護老人ホームに措置するとかという表現をします。そのように、行政がその権限といたしまして発動することによりまして、その方の福祉サービスの利用の決定を行うということが措置でありまして、それを定めた制度が措置制度ということになるわけでございます。

○古沢委員

福祉法の6条、それから老人福祉法の4条もさきほど紹介しましたし、お答えいただきました。そういうふうを考えますと、社会福祉で言う措置制度というのは、行政がなすべき仕事、つまり行政行為ではないのでしょうか。私はそういうふう考えるのです。最初にお尋ねしましたKさんの場合は、そういう措置制度の下でも、やはり、現在146番目だそうですから、2月から半年間経過して19番上がったのでしょうか。そうしますと、順番を待つしかないのですか、これから先、5年も、10年も。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

待ち順で待つしかないのかということでございますけれども、育成院だけの希望者に限らず、Kさんと同じような理由で養護老人ホームの入所希望者は結構多いわけです。育成院の場合は、小樽から離れたくないというような方がおりまして、小樽から離れたくないのですね。そうすると、待機者が多いという実態になっております。何回もお答えしておりますけれども、行政として独立して運営するのが難しいという現状を考えた場合には、在宅サービスを利用しながら待っているほかはないのかなというふうに思います。

○古沢委員

150人も160人も、ほかの施設は申し出ればすぐ入れる、つまり入れるところは自分の住んでいるところを離れていても、別の土地でも空きがあれば入っていいよという人が多い、今の答弁ですと。小樽市民のお年寄りの方は、ぜひ小樽に住みたいと。こんなうれしい話はないではないですか。ところが、小樽にはその施設がないのです。

そこで、お伺いしますが、8月7日付けの官報の3,420号で、措置制度からちょっと離れます。指定介護老人福祉施設、介護制度の下ですが、ここで、この施設の人員設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されています。この主な改正の内容は何だったのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今、ご質問がありました8月7日に施行されました1号解説書の内容でございますが、特別養護老人ホームの入所を待っている申込者がいる場合に、従来は受付順番という形でございましたが、介護の必要の程度や家族等の状況を勘案して、介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努めなければならない。この1項目の追加でございます。

○古沢委員

介護制度ですから国民のことですよ。国民のことでも、待機者が出ている場合に、単純に順番待ちでいいぞというわけにはいかない。国会で議論になりました。我が党の議員が、この問題を再三にわたって取上げて、ついに厚生労働省が動いたわけですよ。そして、こういうふうにして省令が改正されて交付された。これを受けて、厚生労働省の課長通知では、待機者が多い場合については介護の必要性の高い者の優先的な入所、これが義務づけられたのだ。したがって、入所基準の透明性、公平な運用を図るために、指針を作成しなさいというふうに言っています。ここで、自治体にはどういうことが求められていますか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

8月7日の告示を受けまして、厚生労働省からは、運用に当たっては、委員がおっしゃいました透明性、公平性が求められると。そのようなことから、特に、入所希望者が多い介護老人福祉施設については、特養なのですが、関係自治体と関係団体が協議して入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当であると。このような文章で、都道府県あてに、技術的助言というような形の文書が発送されてございます。

○古沢委員

だから、具体的に言えば、例えばやすらぎ荘から小樽市に協議をして共同で指針をつくりたいと相談があるわけです。ところが、相談を受けた小樽市は、自らの責任範囲である措置制度の下での養護老人ホームは、さっき言ったように順番待ちでしかないわけです。相談を受けたら、それでは今までどおり順番待ちでいいではないかと言う

のでしょうか。さて、どうしますか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

特養ホームの入所に関する指針については、現在、北海道におきまして北海道の老人福祉施設協議会と具体的な指針を作成するように協議調整中であり、その取扱いは、別途、北海道の方から通知しますというような文書が流れてございます。市としましては、それを受けまして、入所なりの手続が効率的に、さきほど申しましたように公平なり、そのような形で機能していくように関係団体と対応してまいりたい、このように考えております。

○古沢委員

そうすると、やはり必要性の高い、いわば優先的な入所ということを基本に共同作業に入るということでしょうか。道を経由して、その直接の窓口になる小樽市は、共同作成をする小樽市は、そういう立場をとるということでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今回、国の方から示されている運営指針につきましては、とりあえず特別養護老人ホームの形の部分で北海道の内外と協議しておりますので、その内容を見まして、当然、国の方からは、さきほど言いました優先度、そういうような形の部分の指導・助言というか、そういうような部分がございますもので、その趣旨に沿って北海道でも考えて指針をつくるという形になると思いますので、小樽市におきましても、その部分の趣旨を生かして各団体と協議して対応してまいりたい、このように考えております。

○古沢委員

つまり、厚生労働省は省令を改正したのだけれども、小樽市で言えば、市長の責任の範ちゅうにある養護老人ホームなどはそういうものを想定していないのですよ。さきほど言ったように、小樽市以外のところは問題はないのですから、小樽市が異常に突出して問題を生じているのです。だから、想定していないのです。もし、小樽市みたいな状況が、北海道じゅう、全国じゅうに広がっているのだとしたら、これは民民での介護の施設運営について、だれを入所させるかということを、乗り出す前に当然手をつけなければならない話ではないですか。だから、結局、小樽市としてそういった点での責任をきっちりさせたいと思うのです。

それで、措置制度というのは、言うまでもないことだと思うのですが、私流に言えば三つにくくれると思っています。一つは、国民の、例えば老人福祉で言えば、老人の方々の人権保障としての社会福祉、これに対して、国、自治体の公的責任がはっきりさせられていること、これは何より第一です。

第2は、したがって財政負担も国と自治体に義務づけられていることだと思うのです。

三つ目は何だというふうに考えますか。私流には持っているのですが、ご意見を聞かせていただきたいと思います。

○福祉部長

三つ目は、当たっているかどうかわかりませんが、二つを含めて施策の遂行に当たりましては、やはり計画を立てて、計画にのっとって遂行していくというのが基本かなというふうに思います。

○古沢委員

違いましたけれども、私は三つ目をそちらの方に置きかえたいと思います。

それで、つけ加えるのは、そういう保障の水準や基準というのが明確にされているということが大事なことで、これが三つ目だと私は思ったのですが、何よりもかによりも、今、部長がおっしゃっていただいたことが三つ目になるのではないかとこのように思います。

それで、この問題での最後ですが、市長にぜひ見解を伺いたいのです。

若干繰返しになりますが、最初にご紹介したKさんですが、Kさんが暮らすオタモイのG団地というのは、オタモイの団地群の中でも、最もバス停からも、それから、満寿美湯からも遠いところに位置する坂の上にある団地で

す。ここに、胸腰椎カリエス、さきほど言っていました、それから左外傷性股関節炎により高度の亀背歩行 500メートル、亀の背というふうに書きます。脚短縮、足ですね、5センチメートル、股関節屈伸80から 180度に制限と。昭和30年代に4級の障害者手帳をもらっている方ですが、現在でしたら4級という状況でははるかにないのです。こういう身体障害者の方で、この間、若いころには長く結核を患った。胆石症などで入院して大手術なども経験して、病因そのものは完治しています。しかし、現在75歳、いかんせん体力が落ちています。ご主人とは8年前に死別、子どもさんは1人もいなくて、Kさん1人暮らしです。定期的に、さきほど課長がおっしゃったように高血圧、心臓病、先天性股関節脱臼の治療のため、この坂の上の団地から通院しています。

このKさんが、今年の2月21日に、小樽市長山田勝磨様と入所申出書を提出したわけです。せめて、この冬には何とか育成院に入りたい、養護老人ホームに入りたいと願っているわけです。措置制度の養護老人ホームですよ。入所決定権は育成院の院長、施設長にあるわけではありません。市長です。国でさえ、さきほど言ったように、介護制度の下での施設への入所は、必要度で優先的にこうした基準指針を見直す、つくると言っているのです。それでも、市長、あなたは引き続き順番を待てと言うのですか。この件についてだけ見解を聞きます。

○市長

敬老の日に、敬老会がありまして、市内の四つの施設を訪問してまいりまして、ある施設長さんとの話で、確かに特養でしたけれども、見るに見かねて優先的に入所させたというふうな話を聞きまして、よかったねと、そういう話をしてまいりました。それから、一つは、なかなか小樽から息子さんなり娘さんなりがよそへ転勤なり移った場合に、親と一緒に暮らしたいけれども、どうも小樽の老人はぜひ地元に住みたいということではなかなか一緒に行ってくれないのだというような話もしていました。それから、今年の正月の休み期間中に市役所の窓口があいたときに、やはり地方といいますか、よそのまちから親御さんのところに来まして、親の状態を見て、あるいはまた雪の状況を見て、これは忍びないからぜひ施設に入所させたいという相談も相当来ていると。

そんな話もいろいろ聞きまして、やはりこういった養護老人ホームの場合も、待機者 158人いらっしゃいますけれども、それぞれやっぱり事情が違うと思います。それから、状態も違うだろう。ですから、順番というものもあるみたいですが、私としては、やはりそういった状況を勘案しながら、やっぱり必要な人を措置するようなことにしていかなければと。現在、Kさんの場合はこういう状況ですが、今後また進行するとか、もっと状況が悪くなることも考えられまして、養護ではなくて、特養ということも考えられますから、そういった状況を個々に把握して措置していくべきではないのかなという感じがしています。

ただ、今すぐ順番を上げるというのはちょっと申し上げられませんが、いろいろな方がいらっしゃいますから、そういったことをじゅうぶんに把握すべきだろうと、その上で対応を考えるべきではないかなと思います。

それから、もう一つ言わせてもらえば、特養が今広域調整という話をしていました。さっき言ったように、養護ホームは、あちこちで空きでないけれども、待機者がいない。そこが広域調整という話になっていくのだろうというふうな感じがします。ですから、この辺は非常に難しい問題です。お互いに関連がありますから、ですから、そういったことを含めて、これから高齢者がどんどん増えてくる状況ですから、そういうことも念頭に置いたこれからの施策を考えていきたいと思います。

○古沢委員

今までみたいに、ただ単にといいですか、順番待ちというわけにはいかない実情だという認識、把握をされているというふうにご答弁いただいたというふうに思います。何がしかの検討を加えなければならない、そういう市長の意志だというふうにも受け止めました。

また個別にそれぞれに対応すると、なかなか厄介なものですから、やっぱり広く納得性のいく、そういう意味では指針というか基準というか、そういうものもきちんと本腰を据えて考えていくべきではないかというふうに思うのです。

私自身は、このKさんから直接相談を受けて、近くですから実態もわかっていますから、どうしてこんな人まで、何年先になるかわからないような順番を待たされてしまうのだろう、ほかの市町村に行ったらそういう実態はないのだ、そういうものを知ってびっくりしているというのが正直なところです。ぜひ早急に検討いただきたい。具体的には、また改めていろいろな機会に取り上げていきたいと思います。

◎ベルコについて

もう一つ、ベルコの問題です。

冠婚葬祭業で全国最大手と言われている株式会社ベルコですが、まず最初に、小樽市内で、このベルコに集会所、会館等の建設の計画があるようですが、どういう計画になっているのかお知らせください。

○（建都）建築指導課長

これにつきましては、仮称小樽ベルコ会館ということで、9月11日に確認がなされておりまして、建設場所につきましては、勝納町の1の15と1の16の土地というところでございます。

○古沢委員

どういうものが建つのですか。

○（建都）建築指導課長

主要用途につきましては、集会所でございまして、構造は鉄骨鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨造、地下1階の地上2階、延べ面積で2,998.04平方メートルという規模でございます。

○古沢委員

そこで、伺いますが、今、小樽は葬祭業関係業界はさま変わりをしていると思います。今、お尋ねしたベルコです。それからアイプラン、この二つの会社に共通するのが互助会システムと言われていますけれども、これはどういうシステムなのでしょうか。

○（経済）産業振興課長

互助会システムについてであります。会員が会費を積立てまして、葬儀、婚礼などに必要な備品や衣装を買いそろえまして、必要になった会員から順番に使用していただくシステムでございます。

○古沢委員

ベルコの会館は今伺いましたから、もう一つのアイプランですが、アイプランの斎場、会館など、こういう営業基盤になっている施設はどういう状況にありますか。

○（経済）産業振興課長

アイプランにつきましては、現在、道内の展開でいきますと、斎場につきましては札幌で7か所、旭川で1か所、小樽1か所を予定されております。

○古沢委員

そこで、ベルコの問題に入ります。

全国最大手ベルコが、現在、自社斎場への供花持込み禁止、専属業者への一元化の方針を打ち出しています。これに対して、北海道生花商協同組合に加盟する生花店が、この方針の撤回を求めて、その専属業者への発注拒否などで対抗する、こういう問題が生じております。小樽市内でどういう状況になっているか把握されていますか。

○（経済）産業振興課長

本年9月4日に、北海道生花商協同組合の定期大会が開催されました。その中では、持込み禁止の撤回を求める決議を採択したと伺っております。

市内の生花店におきましても、ベルコ斎場の供花持込みを禁止することに反対する内容のポスターを掲示するなど、活動をされていることを承知いたしております。

○古沢委員

北海道生花商協同組合の小樽支部ですが、小樽生花商組合、この組合の加入者数はわかりますか。

○（経済）産業振興課長

小樽生花商組合の加入者数についてでありますけれども、後志管内で53店、そのうち小樽市内は37店となっております。

○古沢委員

今、お話がありましたけれども、いろいろ署名された方もいらっしゃると思います。小樽市内における生花小売業というのは、皆さんもご承知のように大半が家族経営です。しかし、37店ですが、この生花小売業の年間の販売額、それから、ここで働いている従業員者数というのはおわかりでしょうか。

○（経済）産業振興課長

平成9年の商業統計調査になりますが、花・植木小売業になりますけれども、従業者数が153人、販売額につきましては13億3,056万円となっております。

○古沢委員

ベルコが、それぞれの小売店さんにお知らせという文書を一方的に突きつけました。この文書によれば、札幌近郊エリアの専属取扱店は、株式会社さくら生花と言います。小樽市内では、直接、このさくら生花は花を扱う店舗を持っていません。かつての樺太貿易で栄えて、机一つで商売をしていたというあれを思い起こせばいいと思うのですが、そうしますと、このさくら生花に発注しなければ、お客さんから供花を頼まれたお花屋さんがベルコ会館に持っていても持込み禁止だということです。だから、専属業者に頼めと。専属業者に頼んだらどうなりますか。お花はすべて札幌から入ってくる。こういうことにならないのでしょうか。

○（経済）産業振興課長

ベルコの小樽支社に確認させていただきましたところ、現在、小樽市内で2店が取扱い等をしているということで伺っております。

○古沢委員

それは、業界には知らされていないことだし、また知らせられない、まだ。それは、地元の争いになってしまう。

ベルコはベルコでそういう言い分でしょう。仮にそうしたって、どうしますか、37店舗のうちの35店舗は自分のところで扱えないのですから、だから基本的には変わらないです。

それで、実は7月にこの文書が各小売店に届いたわけです。8月以降、北海道生花商協同組合とベルコの北海道における責任者との間で何度か話し合いを持たれていますが、現在どういうふうになっているか、わかっていますか。

○（経済）産業振興課長

現在の内容につきましては、確認中でありまして、詳しい内容については承知しておりません。

○古沢委員

公式には、9月、今月に入って決裂です。結局は、組合側は、とりあえずこの文書を白紙撤回して話し合いを続けてほしいというふうに申し入れたのですが、文書そのものの白紙撤回は、結局、拒否されました。それで、組合側、小売店さん側は、10月1日を期して実力行使になるのかな。結局、お客さんから花の注文があったら、結局、それを取り次がないというふうになるわけですから、もしくは、後から言いますけれども、来年の3月までは特例措置みたいなものがあって、持込んできてもいいよと。そのかわり1基につき2,000円もらうのだそうです。そういう特例規定があるようです。それにしたって来年4月からは、一切持込みを認めないというふうになります。

こういう状況に対して、直接、専属取扱店に発注するということは、力を結束して、しないでおうと。注文があったものは、会館に届けるのではなくて、不幸があった方の自宅に届けるというふうに、そして、なぜそうしたかということをお話をして自宅に届ける、そういう取組をしようということで皆さんは話合っているようです。

ベルコの方針は、つまりは自社の利益を優先させるという仕組み、この仕組みに従わせようと、そういうものだというふうに思うのです。例えば、ベルコが予定しているパンフレットがあります。現物の花を見せて取引するのではありませんから、そのパンフレットに、供花でしたら1万2,000円から3万円まで分かれています。どれにしますかというふうに注文を取るのですね。実際は、結局、1万2,000円のを頼んでも、まち場で頼む1万2,000円のものとは相当違う。これは、組合関係者が口をそろえて言っています。そして、花材等の指定はだめですというふうにそのパンフレットに書いてございます。こういう花にしてくれとか、だめなのです。自分のところで決めたものしか一切受け付けない。花材等も指定はだめ、専属店に取り次いだ市内の生花店には、二、三割の手数料を払うとしている。これもランクがあり、取扱高によって2割の手数料から3割の手数料までというふうに決まっています。こういうのを自社の利益優先のために従わせる仕組みと言わないで、どういう仕組みというのですか。

それで、来年の3月までは、さきほど言いましたように特例で持込みは認めてあげるけれども、1基につき2,000円もらいますよと。これでは、お花を頼んだ人、この吊いの心がベルコの利益でピンはねされるという仕組みになってしまうわけです。

それから、小売業者の皆さんが心配しているように、今まち場で斎場に並ぶお花、そういうお花の質から見たら相当低いお花が並んでしまうのではないかと、花屋全体の信用問題にかかわるということで今心配しているのです。どのように思いますか。

○（経済）産業振興課長

現在、ベルコの会館が建設をされておられませんので、町内会館につきましては、その町内会館等を使用して葬儀等を行う場合が考えられておりますけれども、その場合には、現時点では手数料ですとか、持込み料ですとか、そういうことについては、そういうことはしていないということは確認しております。

また、専属店等を建設をした後になりますけれども、今、委員のおっしゃられましたとおり来年の4月からのこととなりますが、ベルコ斎場が完成をして、ここの生花は専属の取扱店から手配されるものになると思われることもありますけれども、今後の発注のことですとか、また手数料や持込料についてですが、それを含めまして、業者又は生花店、それと生花の組合の方へ情報収集等をして確認をしたいというふうに思っております。

○委員長

時間が済んでおりますので、そろそろ終わりにしてください。

○古沢委員

ここからが。

まとめます。見解をお伺いしたいのですが、独禁法の目的趣旨に反しないかという問題です。公取の告示15号で、不公正な取引方法というのが示されています。さらには、公取の事務局が示している事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針というものも示されています。こういったものに抵触する経営方針ではないか。

見解はいかがですか。

○経済部次長

今回、ベルコ側から示されました方針と公取の関係でございますが、独占禁止法と申しますのは、大まかに申し上げまして、委託者が取引上の優位性を乱用いたしまして、受託者に対しまして不利益なものを与えると、こういう場合について防止することを目的としているというふうに理解してございます。

ご指摘のベルコが自前の会館を保有いたしまして、一定のシステムを有する中で今回そういった方針を示したということでございますが、それが直ちに独禁法の言っている部分に抵触するかどうかの判断というものにつきまして、私どもの立場で判断するということは極めて難しいものがあると思います。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、全道的な大きな問題になってございますので、最終的には公正取引委員会等におきまして、その専門的な立場からその是非が判断されるものではないか、このように考えて

いるところでございます。

○古沢委員

参考までに、今言いました公取の 120号の不公正な取引方法の10にこういうのがあります。抱き合わせ販売等というふうに言っていて、相手方に対し、不当に商品又は役務の供給に合わせて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制することと、文字どおり、こういう仕組みなのです。

それで、お伺いしますが、私の方からもう紹介してしまいます。小樽は会館で葬儀をする例が多い。確かにそうです。ところが、ベルコの状況で言えば、先んじて釧路市、旭川市、こういったところがどういうふうになっているかといいますと、会館や集会所、ホテルなど施設整備が進んでおりますが、釧路市は、現在、釧路市の火葬場の利用状況で言えば、ベルコ扱いが現在42%です。それから、旭川市は、現在46%にまで拡大していると言われております。旭川地区に葬祭場連絡協議会というものがあるのだそうですが、ここの調査によれば、旭川の総世帯数11万世帯のうち約3万世帯がベルコに加入している。皆さんのところに回っていませんか、アイプランもベルコも、さまざまですよ、今、ここに、会館が建つ、集会所が整備される、それとともに、どんどんどんどんそういうふうに組織されていく。そして、まち場の花屋さんは取引はだめよという話になります。

そこで、どういうふうな状況が今業界の中で起きているかといいますと、業界にとっては、一つは死活問題だと。それから、ここが大事だと思うのです。これを許せば、次は供物、扱っているお酒類、葬儀一式、すべてに及んでしまう。腹をくくって団結するしかないと言っているのです。これが、さきほど言った岩見沢で開かれた業界の総会でもろもろ語られていたことです。

これに対して、ぜひ所管の経済部はもちろんです、市長も真剣に耳を傾けていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○経済部次長

ただいま委員の方からいろいろご説明がございましたが、今後の市の対応ということでご質問をいただきましたけれども、この件についてお答えいたします。

ただいま話題になっております花に関してだけお話しさせていただきますと、さきほど課長から答弁いたしました、今、委員の方からまだ早いのではないかということもございましたけれども、市内の取扱店が2店あるということではございますが、いずれにいたしましても他の生花店がこういったものから排除されるということになりますと、その後に及ぼす影響というのは全体でいきますとかなり大きいものだというふうに私も認識してございます。

それで、今後の対応でございますが、私どもとしまして、今現在いろいろ情報収集はしてございますけれども、さらに他都市の例でございますとか、関係組合、それから小売店などから情報収集いたしまして、じゅうぶんに実態をじかに把握した上で、ベルコに対しましては必要な要請をするということを今後検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○古沢委員

最後になります。

この問題でも、市長に最後に見解を聞きたいと思います。

マイカル誘致の際には、曲がりなりにも、今曲がってしまいましたけれども、曲がりなりにも地元経済界、商店街とは共存共栄というのを掲げたわけです、マイカルは。しかし、今このベルコは、勝納に大きな集会所をつくらうとしています。そして、何をやろうとしているかという、地元小売業の締め出しですよ。極めて、地元の経済界、こういう小売業者の皆さんに対しては、挑戦的なといいますか、攻撃的なといいますか、そういう経営方針で小樽市にそういう施設整備を図ろうとしている。建築指導課長に聞きましたら、何としようもないのかと言った

ら、法にかなっていれば受けるしかない。そうでしょう。

だから、こういった点で言えば。一番肝心なのは市長の政治姿勢だと思います。その点について市長の見解をお伺いしたい。

○市長

ベルコの話は、新聞で、札幌でいろいろ問題が起きているということは承知しておりましたけれども、小樽でも、消防署の下で今何か会員募集みたいなものを行っているなというのは見ましたので。（発言する者あり）

会館の上に建つのですか、消防。（「ホンダの自動車会社の下側」と発言する者あり）

済みませんが、場所は聞いていませんが、いずれにしても、生花業界に相当な影響がありますので、どういう対応ができるのか、じゅうぶんに注視をしていかなければならないと。また、小樽ばかりではなく、札幌その他でもあるわけですから、そういったところとも連携といいますか、取組状況を聞きまして対応していきたい、こう思います。

○古沢委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

◎保育料問題について

我が会派がもう１人質問を控えていますので、簡潔にお聞きしたいと思います。

前向きの答弁をいただければ、すぐ質問を終わります。

さきほど、保育園の待機の関係が出ていましたが、保育料について児童家庭課にお伺いいたしますけれども、現在、保育料のご家庭の支払いというのはどういう形態になっておりますか。

○（福祉）児童家庭課長

納付書を発行いたしまして、利用者に納付書を届けて、金融機関で支払いをしてもらう、そういう状況になっております。

○横田委員

現在、児童数といいますか、支払いしている数といいたし、イコールだと思いますが、何人、何世帯ほどですか。

○（福祉）児童家庭課長

例えば生活保護とかでゼロという世帯がありますので、それについては加えていませんけれども、１,５００を超える人数が、今現在、多分、入所していると思います。

○横田委員

保育園の利用者から、現在、納付書を送付していただいて、それを持って金融機関に行ってお支払いしている。これを、自動払込みというのですか、どうしてこれにできないのかなというご意見があります。ご主人が給振で口座に入る、それで、ほかの引き落とされるものを除いた分を生活費として引き出している。そうすると、自動的に落ちるわけですから、一々、銀行に持っていく必要がないものがいっぱいあるわけです。

保育料も自動払込みができればさまざまなメリットがあると思いますし、利用者としても現金を持ち歩くこともない、こういうご意見がありますが、これについては、児童家庭課長はどう考えますか。

○（福祉）児童家庭課長

大分前の話だと思うのですが、私が聞いているところによると、保育料の場合、毎年いろいろ変わったり、いろ

いろな条件で保育料が変わるとか、いろいろな手続があって、前に振込をいろいろと協議をしたのだが、結果、できなくて今まで来たという経過は聞いておりますけれども、最近になりまして、私どもの方にも郵便局の方からも振込ということでできないだろうかということで、そういう話は来ている状況でございます。

○横田委員

市の方も、受入れ側といいますか、受け入れる方も、それから払込む父兄の方も、さまざまなメリットが銀行振込をした場合はあると思うのですが、これについてはどうでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

例えば、滞納とか何かということではないと思うのですが、収納手数料として郵便局の場合、自動振込になると1件10円だということで聞いておりまして、それが一番安い手数料だということで、それ以外の安いのでは30何ぼとか、結構、何倍かの収納手数料といいますか、かかっている状況ではございます。

○横田委員

金銭的な払込料金の軽減といいたいでしょうか、ちょっと私も郵便局に聞いたのですが、これですと、36円のところが10円になるということです。3分の1以下になる。それから、そのほかにも払込証書の郵送の作成する手間が要らない。郵送も封筒に入れてやりますから、郵送費もはがきの通知書だけにすると、これも減る。あるいは、何といたいでしょうか、防犯面、金を持ち歩かないという部分で、そういった面のメリットもある。また、逆に、園児側の方のメリットとしまして、通帳が明細書がわりになるだろうとか、病気休暇だと、要するに持っていけなくても払い込みができる状態にしておけばいいと、そんなさまざまなメリットがあるようです。また、何か、処理する日数も短縮されるようにも伺っております。

こういう状況を見ますと、何か過去にそういうお話があったようではございますけれども、すぐできないのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

私どもの方でも、共働きでなかなか納めにいけないと、そういうふうな話もよく聞いておりますので、この件については、今年、郵便局の方からいい話を聞いたわけではございますけれども、前向きに検討していきたいというふうに思っているところであります。

○横田委員

さきほどご主人が給振でうんぬんというお話をしましたが、実は、働いているお母さん方も、大手スーパーだとか職場にキャッシュ・ディスペンサーがあるところもあるわけです。そんなところにぽんぽんと入れられるというようなメリットも訴えておられました。今、前向きにご検討ということですが、多分、金融機関に言えばすぐ手続してくれるのではないかと思いますので、早期にやっていただくと住民の利益になると思いますけれども、早期に検討するというところでよろしいですか。

○福祉部長

確かに、お客様から見ると、振込をしてもらう容易さという部分がございますし、私どもから見て安定的な収入の確保、それから、収納率の向上に寄与するということがあります。確かに、過去には口座振込は、管理という面で、例えば不落の場合だとかいろいろ管理面で多少の危ぐがありまして現在に至っているわけではございますけれども、私どももできる限り早急に取り組みたい、こういうふうに思っております。

○横田委員

ぜひ、ひとつよろしく願います。

◎エア・ドゥについて

ちょっと通告外で非常に申しわけないのですが、もう1点、先日、エア・ドゥの説明会に企画部の山崎次長が行かれたと思います。大きくテレビにも映りまして、何かご質問されていました。概要は新聞で拝見しましたが、こ

ここで話してできる内容といえましょうか、どんなことが話されて、当市にとって何かメリットその他があったのか、どんなことをご質問されたのか、もしお話しいただければお願いします。

○企画部次長

エア・ドゥに関するご質問でございます。

実は、明日の総務常任委員会で詳しく説明、報告しようということで準備はしておりましたけれども、ご質問でするので、概略についてお話をさせていただきます。

北海道の方から62の市町村が出資をしております、それらには説明会ということでご案内がありました。北海道自体がエア・ドゥの再生に向けて中心的役割を担ってきまして、あるいは、出資に際して一定の加入というのですか、声をかけてきたという責任も含めて北海道の方から状況の報告がありました。

内容的には、再生計画案の中身が中心でした。ですから、北海道としてのスタンスとして、その案を見て、一つは、彼らは債権者ですから、道は債権者でありますので、それらの90%の債権カットには応じざるを得ないと、そういう判断に至った経過、もう一つは、100%減資という問題についてです。実は、私ども62の市町村は出資をしておりますけれども、この間、エア・ドゥ側と接触をするというか、協議をするという場がありませんでした。そういった意味では、62の市町村を代表して北海道がエア・ドゥ側と協議をしてきた。その中では、これまでも市町村が出資をしたというある意味ではその経過、あるいは個人出資者が多いと、そういうものをじゅうぶん考慮して、100%減資については一定の配慮を願いたいという申し入れをしたというふうにはおっしゃっておりましたけれども、結果的にはああいった形で100%減資をしなければ、次の再生の道がなかなか探っていけないと。そんな判断の下に、こういった形で減資をせざるを得ないという説明がありました。

今後、私どもに対して、北海道はどんな立場でエア・ドゥ側と接触しておられるのかという部分について、実は意見反映をさせていただいたのですが、なかなか直接エア・ドゥ側と交渉できないものですから、北海道が代表するという形で、今後も交渉の窓口をしてほしいということと、もう一つは、市町村が出資した額について、北海道が一定の支援みたいな形が新聞報道されましたし、私どもにお見えになったときにも、そういったことが可能かどうかということでの投げかけをしておりますので、そういった部分について、今どう考えているかというご質問をしました。それについては、まだ白紙の状態、これから話ですというご回答をいただいております。

いずれにしても、11月に再生計画案が認可されると、まだ若干時間がございまして、我々もできる限り情報を取りながら、この間、またいろいろな意味で判断をしていかなければならない時期が来ますので、今後も皆さんにご報告しながら進めていきたい、こういうふうに思っております。

○成田委員

◎分区条例の見直しについて

私の方で最後の質問に入りますけれども、またこれも、前向きな答弁をいただければ簡単に終わりたいと思います。

分区条例の見直しについてお伺いしたいと思います。

まず、国の政策の中に構造改革特区と、これも、規制緩和の経済効果というか、経済の活性化をねらった中で、こういう特区構想というのが生まれまして、その中で、やはり小樽も地方自治体の自主、自律、自己責任の中で、分区条例を規制緩和して経済効果の一端を担ったかどうかということで、お伺いしたいと思います。

そこで、臨港地区の中に、分区条例で規制されている分区は幾つありますでしょうか。

○（港湾）港政課長

分区条例で指定をしておりますのは、商港区の中が4区ございまして、全部で5港区ございます。このほかに臨港地区の中で指定をしていない未指定区域もございます。

○成田委員

商業区と工業区、それと漁業区、マリーナ港区、それから、修景厚生港区、また未指定港区とありますね。その中で、それぞれの規制を受けているものを教えていただきたいのです。

○（港湾）港政課長

まず、臨港地区の中の分区で面積が一番広いのが商港区でございますけれども、ここは、港湾関係の流通関係あるいは倉庫関係、このような業種に配置をお願いしている港区でございます、およそここが全体の中の半分近くを占めてございます。どういうものが規制されるかというふうになりますと、今申し上げましたような業種を主体として配置をすることとしておりますので、逆に言いますと、細かくはございますけれども、それら以外に、それらに該当しないものについては規制がされるという形になります。

それから、工業港区につきましては、今現在、直接港湾関係ということではございませんけれども、製造関連業のようなものが配置されますので、ここにつきましては、主としてそういうもの以外のものについては規制されるという形になります。

あと、漁港区、マリーナ港区といいますのは、高島を中心といたしたいわゆる漁港の部分でございますし、マリーナは小樽港マリーナ、その港区を中心としたここは非常に小さなエリアでございます、それぞれそういう性格を持った地域でございますので、それ以外のものについては規制がされるという形になります。

それから、修景厚生港区につきましては、運河公園と、それから勝納の臨海公園、この部分が修景厚生港区になって、いわゆる公園というところでございますので、公園にふさわしくないそれ以外のものについては規制されるといった形になります。

○成田委員

この商業区という名前がついていて、これは商いをする区なのですけれども、これは、商いという規制というか、区分されている部分だと思うのですよ。商い全体で考えたら、物の売り買いが商いだと思うのですけれども、その辺は、一般市民の方、また商いをしたいなという人が、そこで店を開きたい、ここで企業を起こしたいという人が参加した場合には、やっぱり関連業界でないといけないのでしょうか。その辺の規制を何とか緩和していただければ、これからの小樽の活性化につながっていくのではないかと思いますので、こういうの見直ししながら、何かそういう方法があったら教えていただきたいのです。

○（港湾）港政課長

商港区の商の字の商いのところで、確かに一般に感じられますのは、要するに一般商業行為は何でもいいのかというふうに受け取れるのですけれども、こちら辺は、港湾法に示されたモデルに基づいて港区の名前が区分されておりまして、そもそも臨港地区内の中身そのものがふ頭を中心とした港湾活動の範囲内という形で位置づけられておりますので、基本的には港湾関連業界で、その業種の配置というものが基本になってございます。

ですから、商業区ということで商いという字はついてございますけれども、基本的には港湾関連の業種が配置されるというふうになっております。

今、委員が言われましたように、市内経済の活性化といいますか、そういう面、それから、実態として、その用地にすべて業種が張りついて空きがないということでもございませんので、それにつきましては、代表質問でも市長からご答弁がありましたように、どういう形で緩和ができるのかも現在庁内で検討しておりますので、私どもとしてもじゅうぶん検討してまいりたいというふうに考えております。

○成田委員

また、これは、地方港湾審議会という団体もありますね。その中でもこの問題を取り上げて、ぜひ小樽の経済の活性化に結んでいただきたいと思います。また、人口増にも行く行くはつながっていくのではないかと。雇用の対策にもつながっていきますし、かなりの波及効果が出てくると思いますので、その辺は、どのように受け止めてい

るか、お伺いしたいと思います。

○港湾部長

今、お話にありましたとおり、分区条例が施行されてから10年以上たっているわけです。その間、おおむね分区の規制に従いまして土地利用あるいは建物等の規制ということで現在に及んできているわけですが、今、委員からお話にありましたとおり、かつて施行したときの基本計画の部分、それから、臨港地区に隣接している部分で随分活動等を展開されている状況がございます。

一方では、臨港地区の必要性といえますか、港湾の管理運営というか、そういった面でも、やはり港湾活動に支障がないというそういった側面もございます。今、市の方では、都市再生マスタープラン、これは将来の小樽市の都市計画のありようというか、そういった具体的な部分で地区、地区の発展をどうするか、そういった部分で鋭意策定作業を進めてございます。ただいま私からいろいろ申し上げましたとおり、臨港地区内に隣接する部分でいろいろな要望等もありますので、分区自体の考え方を変えることなく、こういった弾力的な展開ができるか、あるいは。都市マスの方も見た中で、中長期的にこの地区の将来をどうしていくか、こういう視点での取組も必要だと思います。何とかそのあたりは、当市の活性化につながるような、トータルで活性化につながるような取組をしてみたい、こんなふうに考えてございます。

○成田委員

ぜひ小樽の停滞した経済を活性化に結んでいただきたいと思いますし、雇用対策、企業の立地だとか、そういう大きな波及効果が出ますので、その辺の規制緩和をぜひやっていただきたいと思います。それを願ひまして、質問を終わります。

○委員長

以上を持って、自民党の質疑を終結いたします。

これをもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後４時28分

再開 午後４時50分

○委員長

会議を再開いたします。

古沢委員より、別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。

○古沢委員

議案第10号に対する修正案の提案説明を行います。

ごらんいただければおわかりのように、修正案は、商工費の商工業振興費を 5,000万円増額補正するものです。市内の中小零細業者を対象にした駆け込み緊急資金貸付金制度を立ち上げようというものであります。

長い不況の下で、日本経済も道内も市内の経済も、今大変な状況にあります。小樽では、しにせと言われるようなお店や実績のある企業でも、この不況を乗り切ることができないで、シャッターをおろす。事業所を閉鎖する、こういったところが相次いでいます。こうした状況を何とか打破したい。これは、だれもがそう思っていることで、しかし、日本経済のかじ取り不能に陥っている小泉政治の下ではお先真っ暗であります。

こうしたときに、行政として少しでもお役に立ちたい。市長が認めた市内の業者経営者の方に、何はともあれ、駆け込み資金、つなぎ資金の手助けをしたい、これが日本共産党市議団の修正案であります。50万円を限度として、無利子、無担保、無保証、1年間据置で一括返済、市の直貸し制度とします。

この財源として、まず民生費から支援費制度施行準備事業費50万円を削減、不足分は減債基金繰入金より流用し、措置をいたします。

皆さんと心を一つにして、ぜひとも10月1日より実施させていただきたいと思います。各位の賛同を必ずいた

けるものと確信して、提出いたします。

○委員長

これより、討論に入ります。共産党。

○古沢委員

討論いたします。

本会議で改めて詳しく討論をさせていただく機会があると思いますので、簡潔に、日本共産党を代表しての討論をいたします。

我が党提案の議案第１号に対する修正案には賛成、したがって、原案議案第１号には反対、報告第１号及び第２号は、不承認といたします。

まず、修正案であります。

中小零細業者にとっては、命綱であった商工信組が破たんしました。予測されていたとはいえ、余りにも早くマイカル小樽が倒産しました。市内商店街では、しにせと言われてきた店が、さらには有力な事業所の閉鎖も続いています。企業倒産も失業状態も最悪の状況から抜け出せないでいます。いよいよ経済のかじ取り不能、景気の回復も全く見通しが立ちません。こうしたとき、市民も地域経済も行政も力を合わせて頑張ろうというのが、この修正案に込められているメッセージであります。党派所属会派を超えて実現させたいと提案したものであります。

議案第１号平成14年度一般会計補正予算では、減債基金に１億 8,000万円を戻し、財政調整基金に２億 6,000万円を積立てるとしています。そうであれば、ぜひその一部を取崩してでも、今緊急に求められている事業にその予算を活用すべきではないでしょうか。市民には、赤字で何もできないと言わんばかりのこうしたやりくり予算には賛成できません。

専決処分報告第１号及び第２号は、老人保健法の改悪による受給者証の交付事務に伴い、その経費に不足が生じるために加えた補正についてのものであります。

本委員会の初日、総括質疑の場で、我が党の中島麗子委員が強く指摘した問題でもありますが、そもそも高齢者に大変な負担増となる老人保健法の改悪には、我が党は断固として反対であります。

よって、本件については不承認であります。

予算を厳密に組み、市民生活の充実、市民要望を実現させていくためにこそ使う、こうした我が党の修正案に対して、賛同を重ねてお願いして、討論といたします。

○委員会

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第１号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、報告第１号及び第２号について、一括採決いたします。

承認と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、承認と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言あいさつを申し上げます。

当予算委員会に付託された案件はもとよりであります。行政各般にわたり熱心な審議をいただき、当委員会としての役目を全うすることができました。これも、大竹副委員長をはじめ、各委員と、市長をはじめ、理事者の皆様のご協力によるものと感謝いたしております。

委員長の裁きにご不満の理事者もおられると思いますが、５時前に終わったということをもって、ご容赦願います。

まことにご協力ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。